

第2款 高齢者用施設

1 広畑ふれあいプラザ

【設置及び建設年度】

設置：H12(2000)《広畑小学校の空き教室を転用》

建設：S54(1979) 構造：R4

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

市民の老後における心身の健康の保持を図るための事業、高齢者の健康の増進及び教養の向上を図るための事業並びに高齢者の生きがいづくり事業を積極的に展開し、介護を必要とする状態となることを予防することにより、福祉の増進を図ることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市広畑ふれあいプラザ条例

【主な事業】

- ① 高齢者等の健康増進や教養の向上を図るための広畑ふれあい塾等の実施
- ② 生きがい型デイサービス事業の実施

- ③ 健康器具の設置
- ④ 児童との交流活動
- ⑤ 施設の設置目的に合致した活動への貸館業務

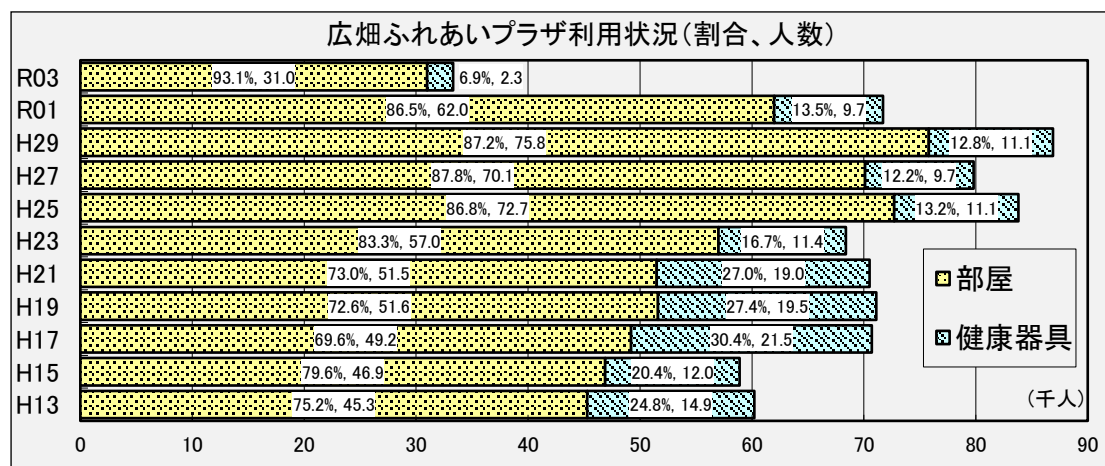
【施設の内容】

談話室、浴室、学習室 1、学習室 2、創作活動室、和室 1、和室 2、調理室、多目的ホール、健康増進室

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	71,023 人	2,187 万円	308 円/人・日	306 円/人・日
H21 (2009)	70,508 人	1,927 万円	273 円/人・日	270 円/人・日
H23 (2011)	68,403 人	1,598 万円	234 円/人・日	231 円/人・日
H25 (2013)	83,771 人	1,601 万円	191 円/人・日	189 円/人・日
H27 (2015)	79,800 人	1,591 万円	199 円/人・日	195 円/人・日
H29 (2017)	86,920 人	1,475 万円	170 円/人・日	160 円/人・日
R01 (2019)	71,703 人	1,418 万円	198 円/人・日	149 円/人・日
R03 (2021)	33,054 人	1,440 万円	436 円/人・日	374 円/人・日

【現状と課題】



- ① 開設以来利用者は増え続け、近年は 7~8 万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和 3 年度(2021 年度)は 3 万人台まで減少しています。なお、利用者の約 7 パーセントは、健康器具の利用者です。令和元年度(2019 年度)の約 13.9 パーセントと比較して、割合が大幅に減少しています。
- ② 高齢者等の健康増進、教養の向上並びに生きがいづくり事業が優先されていますが、空いているときは市内在住・在勤の個人又は団体の使用も認めています。
- ③ 広畑ふれあいプラザをはじめとする複数の施設に設置されている健康器具は、無料で使用できることもあり人気が高く、どの施設も多くの利用者がいます。大半は施設の開設当時に寄付されたものですが、今後、更新することとなれば、その費用は、決して安いものとはいえません。
- ④ 広畑小学校区における公民館的役割を果たしていることから、平成 29 年度(2017 年度)の使用料見直しに合わせて、多目的ホール、学習室、創作活動室、和室、調理室を開放施設に位置付け、有料化しました。
- ⑤ 夜間の稼働率が低い傾向にあるため、公共施設全体の稼働率を上げ、最大限効率的に使用するため、使用料の見直しと合わせて、夜間における「定期的企業利用」を可能とする施設に位置付けています。

- ⑥ 平成 29 年(2017 年)10 月の使用料見直しによる影響は右表のとおりです。

	使用料収入	H27 との差額
H27(2015)	0 万円	—
H29(2017)	36.8 万円	36.8 万円
R01(2019)	166.8 万円	166.8 万円
R03(2021)	150.7 万円	150.7 万円

2 末広ふれあいセンター

【設置及び建設年度】

設置・建設：H15(2003) 構造：S2

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

高齢者の健康の増進及び教養の向上を図るための事業、高齢者の生きがいづくり活動、高齢者と児童との世代間交流事業等を積極的に展開することにより、介護予防等福祉の増進を図ることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市末広ふれあいセンター条例

【主な事業】

- ① ミニデイサービスの実施場所として使用
- ② 健康器具の設置
- ③ 健康増進・介護予防等の各種講座の実施場所として使用
- ④ 世代間交流事業の実施場所として使用

【施設の内容】

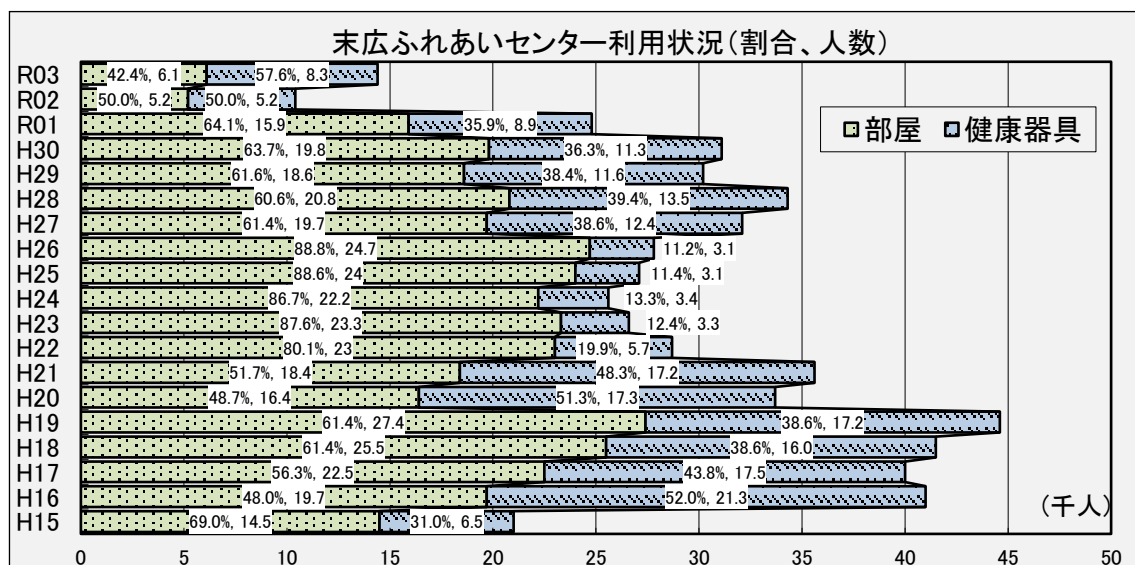
世代間交流室、伝統文化継承室、伝統文化資料室（図書室）、和室、洋室、会議室、調理室、浴室、リフレッシュコーナー（健康器具）

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	44,660人	993万円	222円/人・日	222円/人・日
H21 (2009)	35,614人	1,055万円	296円/人・日	292円/人・日
H23 (2011)	26,609人	1,043万円	392円/人・日	378円/人・日
H25 (2013)	27,176人	1,506万円	554円/人・日	541円/人・日
H27 (2015)	32,085人	1,305万円	407円/人・日	388円/人・日
H29 (2017)	30,256人	1,365万円	451円/人・日	428円/人・日
R01 (2019)	24,781人	1,363万円	550円/人・日	518円/人・日
R03 (2021)	14,330人	1,407万円	982円/人・日	956円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者は、平成19年度(2007年度)まで年間40,000人代前半で推移していましたが、平成20年度(2008年度)に大きく落ち込み、その後も減少しています。特に、青少年及び健康器具の利用者の減少が主な要因となっています。和室では、定期的にミニデイサービスが実施されていますが、利用者数からすれば、すべての部屋が最大限に有効活用されているとは言い難い状況にあります。



- ② 高齢者と児童のための施設として認識されていますが、介護保険法に規定する被保険者、すなわち 40 歳以上であれば利用が可能です。公民館等の貸館機能を補完する施設として適切な周知を行い、利用者を増やしていく必要があります。
- ③ 施設は、今後、福祉や子育てを軸にさらなる多機能化を進めるため、部局間の垣根を越えた有効活用を推進する必要があります。
- ④ 平成 29 年度(2017 年度)の使用料見直しに合わせて、会議室、調理室、和室、洋室、伝統文化継承室、世代間交流室を開放施設に位置付け有料化しています。
- ⑤ 夜間の稼働率が低い傾向にあります。秦野駅周辺市街地という立地を生かし、公共施設全体の稼働率を上げるため、夜間における「定期的企業利用」を可能とする施設に位置付けるなど、施設の効率的な活用を検討する必要があります。
- ⑥ 平成 29 年(2017 年)10 月の使用料見直しによる影響は右表のとおりです。

	使用料収入	H27 との差額
H27 (2015)	0 万円	—
H29 (2017)	17.7 万円	17.7 万円
R01 (2019)	47.0 万円	47.0 万円
R03 (2021)	26.9 万円	26.9 万円

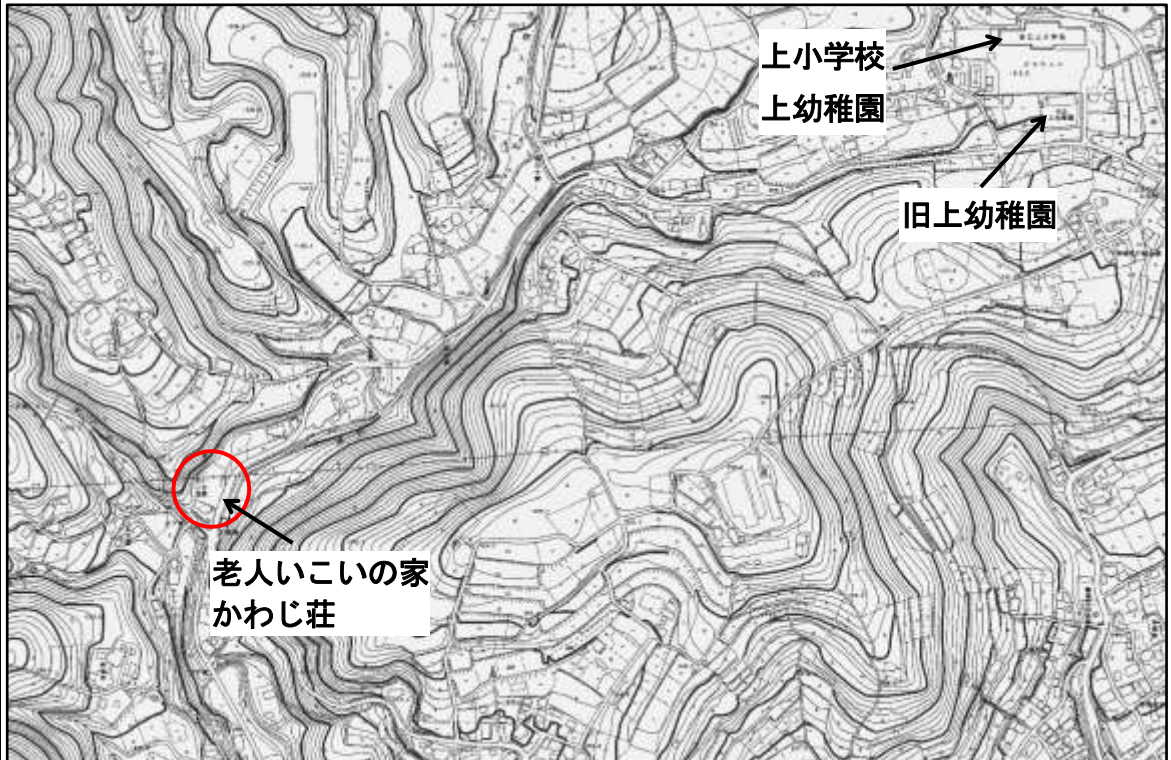
3 老人いこいの家

【施設名及び設置(建設)年度】

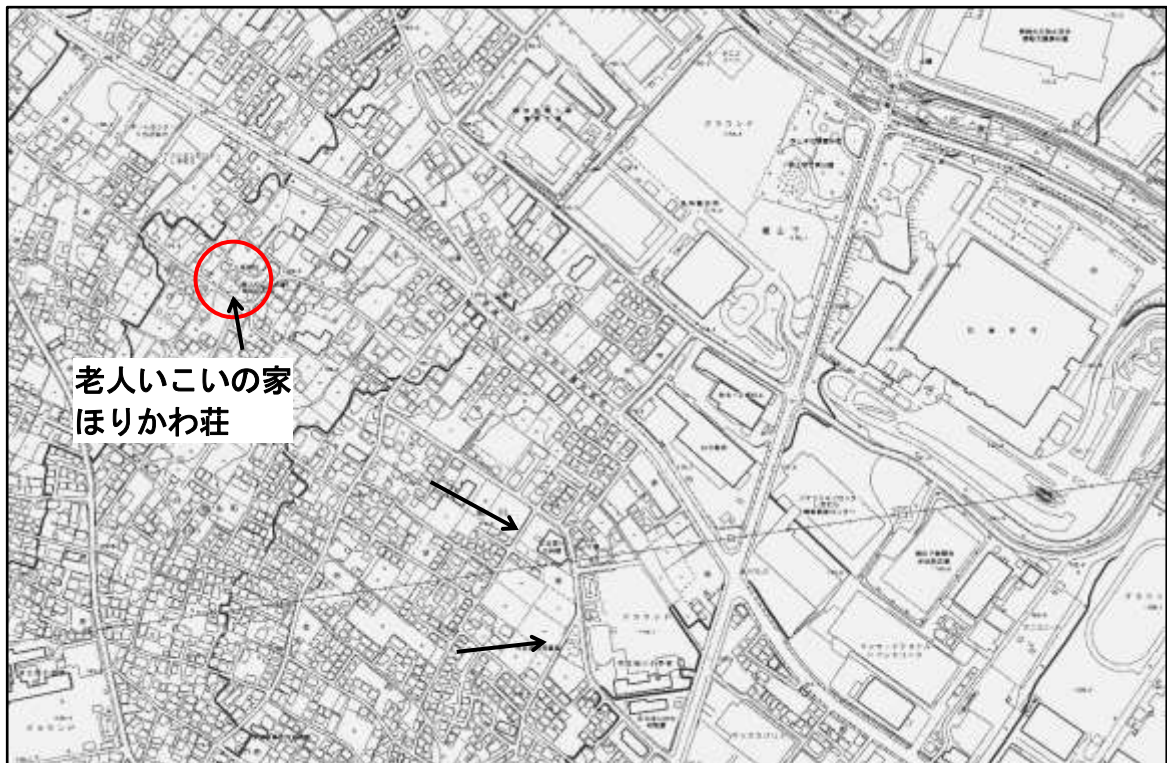
施設名	設置(建設)年度
老人いこいの家かわじ荘	S47(1972)
老人いこいの家ほりかわ荘	S47(1972)
老人いこいの家くずは荘	S49(1974)
老人いこいの家あずま荘	S50(1975)

【位置図】

《かわじ荘》



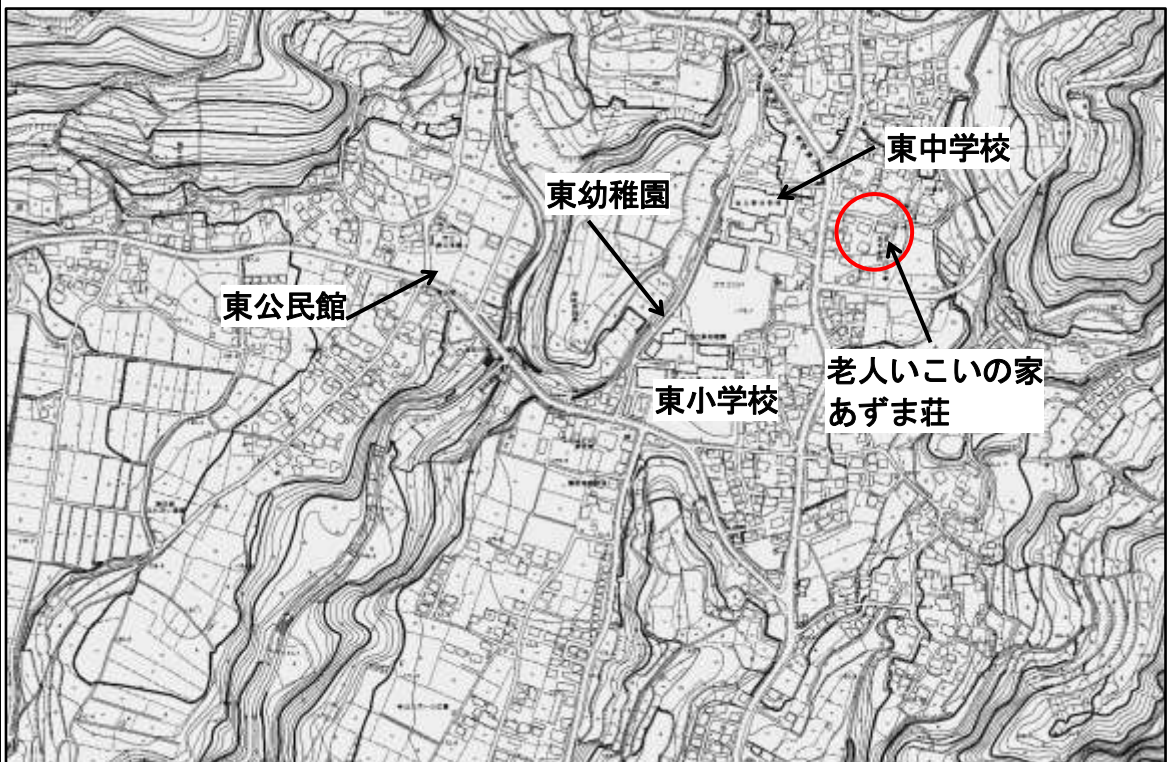
《ほりかわ荘》



《くずは荘》



《あずま荘》



【設置の根拠又は目的】

高齢者にいきいの場を提供することにより、教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てるため設置しています。

根拠法令等：秦野市老人いきいの家条例

【主な事業】

- ① ミニデイサービスの実施場所として使用
- ② 地域活動及び自主的学習活動の場として提供

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	30,308人	283万円	93円/人・日	93円/人・日
H21 (2009)	22,234人	290万円	130円/人・日	130円/人・日
H23 (2011)	20,431人	288万円	141円/人・日	141円/人・日
H25 (2013)	20,942人	485万円	232円/人・日	232円/人・日
H27 (2015)	18,195人	1,024万円	563円/人・日	563円/人・日
H29 (2017)	14,083人	347万円	246円/人・日	246円/人・日
R01 (2019)	14,679人	381万円	260円/人・日	260円/人・日
R03 (2021)	4,411人	357万円	810円/人・日	810円/人・日

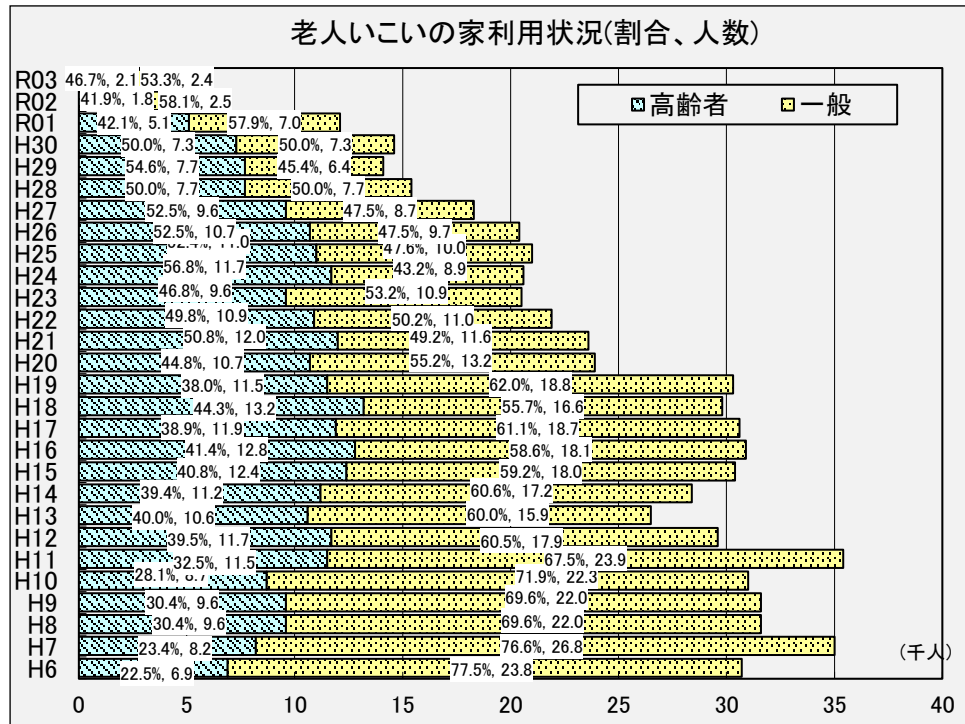
※ すずはり荘の耐震補強工事費を除く。

※ 平成25年度(2013年度)管理運営費の増額の理由として、指定管理者の更新による人件費の増が挙げられます。

※ 平成27年度(2015年度)管理運営費の増額の理由として、すずはり荘の移譲に向けた改修工事費の増が挙げられます。

【現状と課題】

- ① 条例に位置付けられた4施設及び同機能を持つ大根公民館内のおおね荘の利用者数について、利用者を高齢者と高齢者以外(以下「一般」という。)に区分したとき、平成19年度(2007年度)までは一般が高齢者を大きく上回っていましたが、平成20年度(2008年度)以降は一般が減少し、近年における高齢者と一般の割合は、ほぼ均等です。



- ② 本来の設置目的以外に自治会館代わりとして、あるいはサークル活動にも利用されていることから、利用者がほぼ固定化されています。ミニデイサービスの利用者も含め、狭い範囲での利用者が多くなっているものと考えられます。しかし、現況の施設規模のまま利用者の範囲を広げることも不可能であるといえます。
- ③ 4施設とも木造で、築40年以上が経過しており、築年数だけで見れば、すでに建替えを行う時期となっています。
- ④ 公共施設再配置計画第1期基本計画では、地域に譲り渡し、公の施設の貸部屋で行われていたサークル活動を行うことができる開放型地域施設へ誘導することとしていました。こうすることで、公の施設の機能を補完することができるようになりますとともに、維持管理に係る財源を地域自治会等が得ることができるようになります。平成28年(2016年)3月末をもって、すずはり荘を地元の鈴張町自治会に無償譲渡し、平成28年(2016年)4月から、鈴張町自治会館として活用されています。
- ⑤ 令和3年(2021年)5月に策定した公共施設再配置計画第2期基本計画では、地域への移譲のほか、「地域コミュニティの拠点機能を維持する必要がある場合には公民館分館的な施設としての建替えを検討」という方向性を追加しています。一部の施設については、当面の間継続使用する方向性となっており、そのために必要な改修・修繕計画について、地域との意見交換を進めています。

第3款 その他の施設

1 保健福祉センター

【設置(建設)年度】

設置・建設：H10(1998) 構造：R4

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

高齢者及び障害児・者に対する在宅の保健福祉活動の積極的な展開並びに市民の保健の充実及び福祉の増進を目的とする総合的な施設として設置しています。

根拠法令等：秦野市保健福祉センター条例

【主な事業】

- ① 高齢者の福祉の増進及び心身の健康保持のため、憩いの場、ふれあいの場、生きがいづくりや健康増進の場、レクリエーションの場としての使用への貸館業務
- ② 前記以外の市民の主体的な学習活動に対する貸館業務
- ③ 障害児・者の福祉及びその療育を推進するため、日常生活訓練、社会適応訓練等及び各種の相談等の場としての使用
- ④ 市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、機能訓練等各種の保

健サービスを提供する場としての使用

- ⑤ 各種福祉関連団体の事務室等としての使用
- ⑥ 福祉・健康づくり関係の行政事務を行う事務室としての使用

【施設の内容（定員）】

多目的ホール(308)、第1会議室(8)、第2会議室(16)、第3会議室(18)、第4会議室(63)、和室(12)、教養娯楽室1~3(各24)、創作活動室(12)、健康学習室、調理実習室、厚生室、ボランティア室、相談室、遊戯室、その他(社会福祉関係団体事務室等)

【管理運営費等】

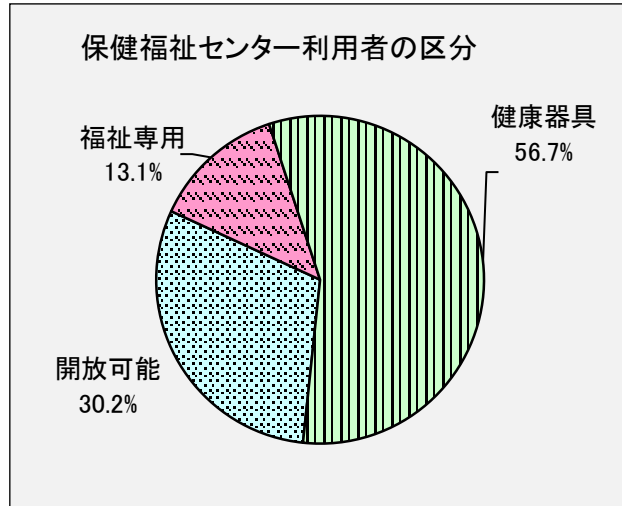
	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	203,421人	9,317万円	458円/人・日	425円/人・日
H21 (2009)	200,355人	8,617万円	430円/人・日	417円/人・日
H23 (2011)	181,244人	8,125万円	448円/人・日	434円/人・日
H25 (2013)	261,098人	8,312万円	318円/人・日	307円/人・日
H27 (2015)	271,877人	8,325万円	306円/人・日	296円/人・日
H29 (2017)	267,518人	8,219万円	307円/人・日	271円/人・日
R01 (2019)	232,158人	8,374万円	361円/人・日	320円/人・日
R03 (2021)	199,955人	8,625万円	431円/人・日	388円/人・日

【現状と課題】

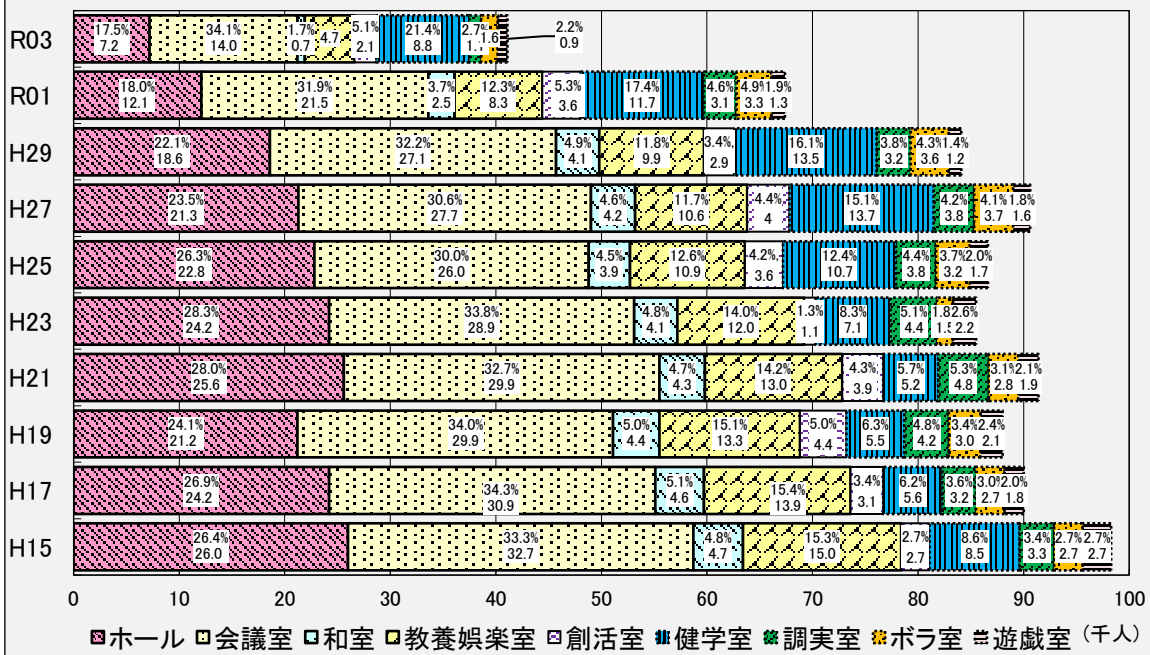
- ① 不特定の市民が利用する施設としては、保健福祉目的の利用しか行えない健康学習室や健診諸室等の福祉専用施設、一般利用もできる会議室や多目的ホール等の開放可能施設、健康器具の共用施設という3つの性格があり、それ以外にも社会福祉協議会をはじめとする福祉団体の事務室やこども健康部の事務室、特定の市民が利用する相談室等もあります。なお、平成29年度(2017年度)の使用料見直しの際に、それまで福祉専用施設だった創作活動室を開放可能施設に変更して

います。

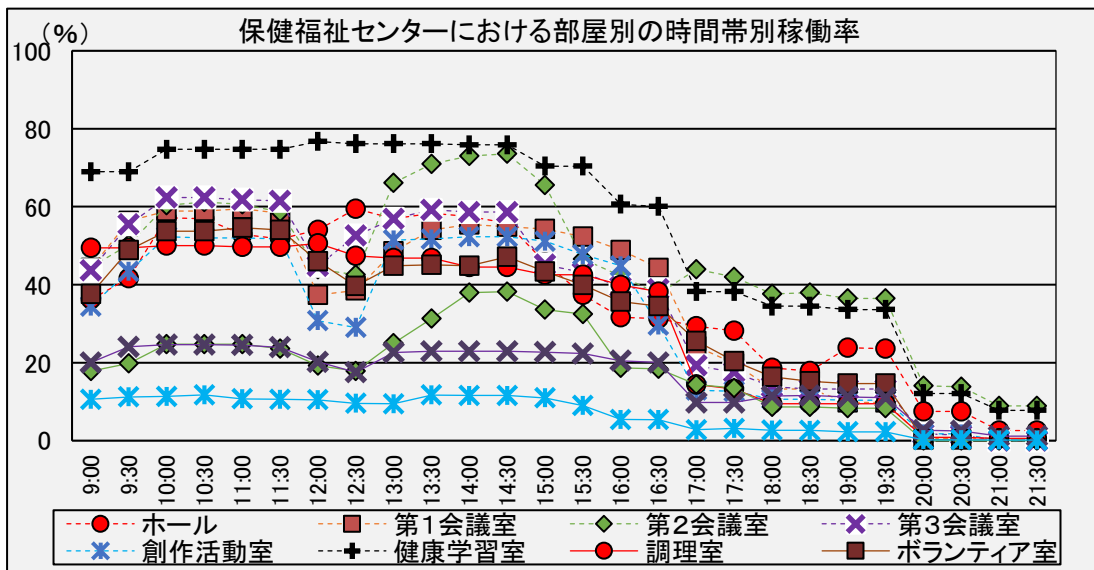
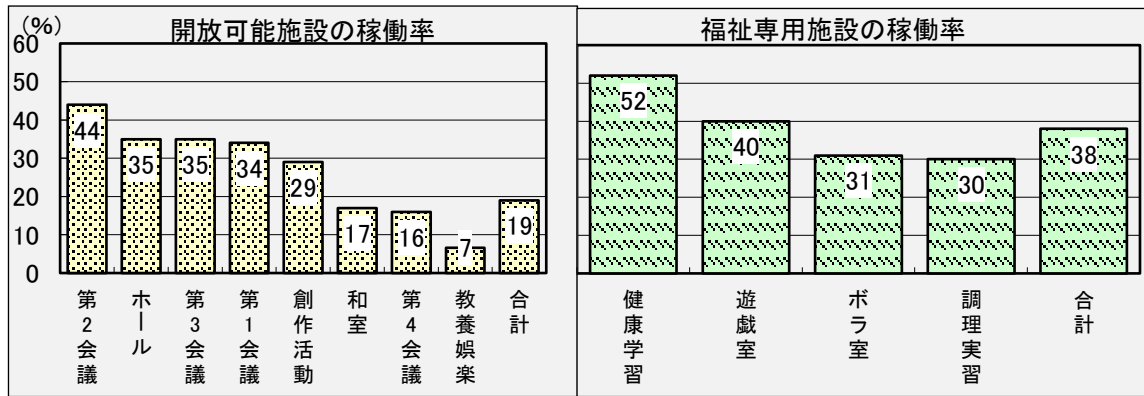
- ② 利用者の区分を見ると、健康器具の利用者が約 57 パーセントで、開放可能施設の約 30 パーセント、福祉専用施設の約 13 パーセントとなっています。部屋別の利用割合では、会議室が約 34 パーセントで最も高く、健康学習室の約 21 パーセント、多目的ホールの約 18 パーセントと続いています。経年変化を見ると、会議室の利用割合は 3 割程度で安定していますが、多目的ホール、教養娯楽室の割合が減少し、健康学習室が増加しています。和室、調理実習室、ボランティア室、遊戯室は 2 パーセントから 5 パーセント程度と低く、大きな変化はありません。



保健福祉センター利用状況(割合、人数)



- ③ 施設の稼働率について、令和 3 年度(2021 年度)の実績では、開放可能施設では、最も高い第 2 会議室で約 44 パーセントとなっています。また、福祉専用施設では、健康学習室の約 52 パーセントが最も高く、最も低いのは約 30 パーセントの調理実習室となっています。



- ④ 本市の公共施設の中では、総合体育館に次いで広い床面積を持ち、その維持管理だけで、年間 8,000 万円を超える経費を要しています。年 20 万人程度が利用しているとはいえ、保健福祉目的での利用も多く、貸館としての利用でも無料となっていたことから、使用料等の収入も、維持管理費の 3~4 パーセント程度しか得られていませんでした。また、建物も築 20 年を超え、設備の更新時期が近づくなど、今後は、維持補修費の増加が懸念されます。
- ⑤ 既存不適格となっている天井の改修の実施を検討しています。
- ⑥ 保健福祉センター条例で無料としていた活動であっても、公民館では有料となるものがありました。施設間の公平を期すため、平成 29 年(2017 年)10 月の使用料見直しに合わせて有料化しています。
- ⑦ 公共施設全体の稼働率を上げ、最大限効率的に使用するため、平成 29 年度(2017 年度)に実施した使用料の見直しに合わせて、夜間における「定期的企業利用」を可能とする施設に位置付けています。
- ⑧ 緑郵便局の誘致により、余裕スペースを有効活用して、今後の維持補修費の増大に備え、年間約 200 万円の賃料収入を得るとともに、住民票や印鑑証明書等の

書類を交付できるようになり、市民サービスの向上が図られました。

- ⑨ 開設から 24 年が経過し、老朽化により不具合が生じる設備等が年々増加しています。今後とも市民の皆様にご安心してご利用いただき、持続可能な施設とするためには、冷暖房設備などの大型設備をはじめ、施設内設備の保守点検や修繕を計画的に行う必要があります。そのため、秦野市保健福祉センター運営委員会での諮問・答申を経て、令和 2 年(2020 年)5 月より、毎月第一日曜日を保守点検日として休館日に設定しました。

- ⑩ 平成 29 年(2017 年)10 月の使用料見直しによる影響は右表のとおりです。

	使用料収入	H27 との差額
H27(2015)	11 万円	—
H29(2017)	48 万円	37 万円
R01(2019)	85 万円	74 万円
R03(2021)	89 万円	78 万円

2 青少年相談室（こども家庭支援課こども若者相談担当）

【設置年度】

設置：H19(2007)《保健福祉センター内に設置》

【設置の根拠又は目的】

子育て支援部局の家庭児童相談室と教育委員会の青少年相談室がそれぞれ所管していた子どもに関する相談機能を一元化し、子どもに関する様々な相談への対応を強化するために設置しています。平成 31(2019)年 4 月から、所管課名がこども家庭支援課に変更となりました。

【主な事業】

こども家庭支援課こども若者相談担当の事務所として使用するとともに、児童・青少年相談、児童虐待相談等を実施

【管理運営費等】

	相談件数	管理運営費	一件当たり 管理運営費	一件当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	4,649 件	5,775 万円	12,422 円/件・日	12,422 円/件・日
H21 (2009)	5,127 件	5,655 万円	11,029 円/件・日	11,029 円/件・日
H23 (2011)	5,525 件	4,778 万円	8,649 円/件・日	8,649 円/件・日
H25 (2013)	6,780 件	5,440 万円	8,023 円/件・日	8,023 円/件・日

H27 (2015)	6,070 件	5,718 万円	9,421 円/件・日	9,164 円/件・日
H29 (2017)	7,990 件	5,820 万円	7,285 円/件・日	7,106 円/件・日
R01 (2019)	11,410 件	6,523 万円	5,717 円/件・日	5,042 円/件・日
R03 (2021)	13,367 件	6,612 万円	4,947 円/件・日	4,451 円/件・日

【現状と課題】

- ① 同施設内に子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠、出産から子育て家庭の支援まで、切れ目のない支援に努めています。市民への更なる周知が必要と思われます。
- ② 相談業務を主としているため、相談者のプライバシーに十分な配慮を行う必要があります。また保護者と子どもの並行面接も行うため、相談室の確保が課題となっています。

3 歯科休日急患診療所

【設置年度】

設置：S63(1988)《民間建物内に設置》

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

休日における歯科の急患に対応するため、設置しています。

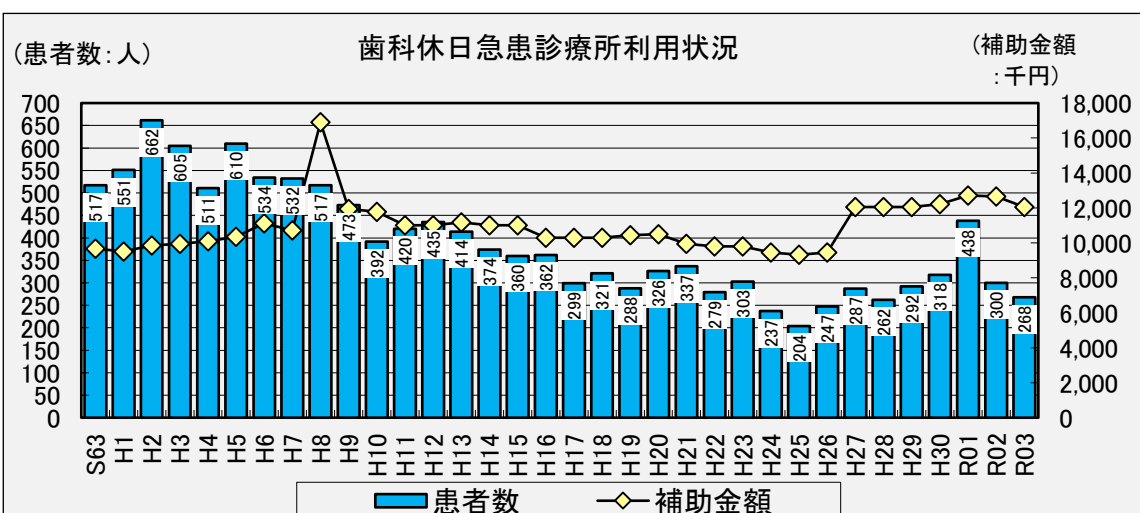
【主な事業】

一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会が休日の午前9時から午後5時までの間、歯科診療を行っています。

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	288人	1,500万円	52,067円/人・日	40,904円/人・日
H21 (2009)	337人	1,354万円	40,182円/人・日	33,398円/人・日
H23 (2011)	303人	1,340万円	44,214円/人・日	36,703円/人・日
H25 (2013)	204人	1,241万円	60,857円/人・日	50,263円/人・日
H27 (2015)	287人	1,529万円	53,284円/人・日	44,721円/人・日
H29 (2017)	292人	1,495万円	51,195円/人・日	49,312円/人・日
R01 (2019)	438人	1,616万円	36,892円/人・日	36,758円/人・日
R03 (2021)	268人	1,537万円	57,356円/人・日	57,356円/人・日

【現状と課題】



- ① 利用者数は、ピークの平成2年度(1990年度)には662人でしたが、以後減り続け、平成25年度(2013年度)には204人まで減少しました。平成27年度(2015年度)以降は上昇傾向に転じましたが、再度減少傾向となり、令和3年度(2021年度)には268人となりました。
- ② 補助金以外にも、賃借部分の管理費相当額を市が負担していることから、令和3年度(2021年度)には、この診療所に訪れた患者一人当たりに対して、57,000円を超える一般財源が投入された計算になります。また、開設以来、市内の歯科診療所の数が増えているほか、日曜日診療を実施している診療所も増えています。
- ③ 施設の適正な配置及び効率的・効果的な運営を検討する必要があります。

第5節 観光・産業振興施設

1 鶴巻温泉弘法の里湯

【設置及び建設年度】

設置・建設：H13(2001) 構造：R2

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

観光及び地域産業の振興を図るとともに、市民の健康増進及び福祉の向上を目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例

【主な事業】

- ① 温泉入浴の場所の提供
- ② 飲食の提供

【施設の内容（定員）】

露天風呂付大浴室、露天風呂付貸切風呂、大広間、貸切休憩室3室（各室定員12

名)、食事処、売店

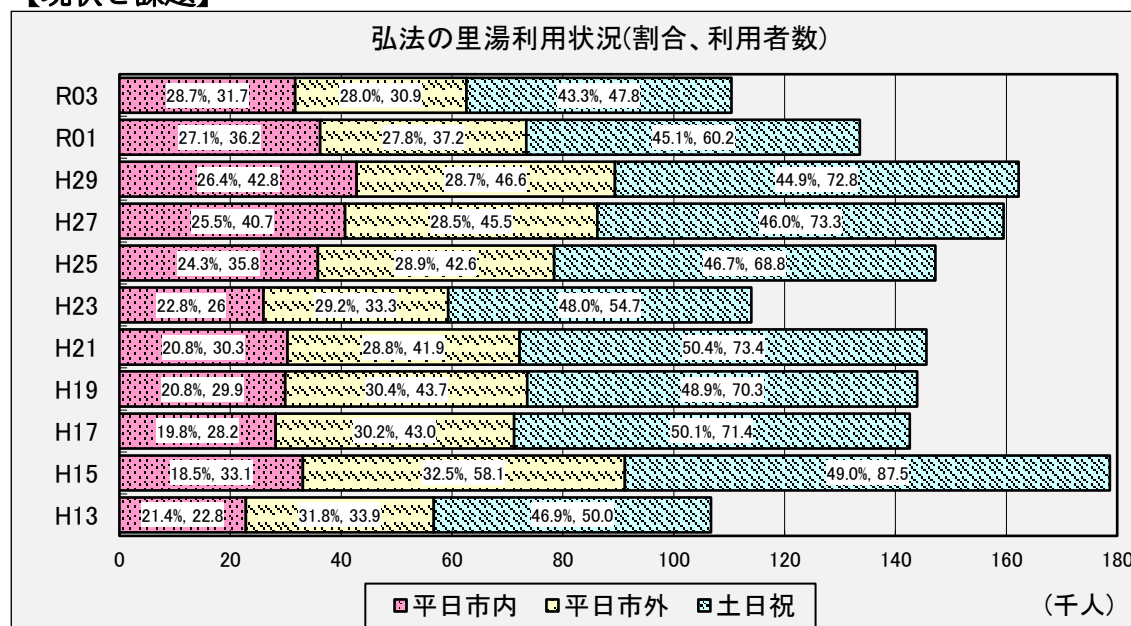
【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	143,827人	1億641万円	740円/人・日	△275円/人・日
H21 (2009)	145,610人	1億364万円	712円/人・日	△296円/人・日
H23 (2011)	114,018人	1億6,441万円	1,442円/人・日	528円/人・日
H25 (2013)	147,264人	1億1,095万円	753円/人・日	△94円/人・日
H27 (2015)	159,566人	1億1,970万円	750円/人・日	△84円/人・日
H29 (2017)	162,320人	1億2,871万円	793円/人・日	△104円/人・日
R01 (2019)	133,492人	1億3,785万円	1,033円/人・日	142円/人・日
R03 (2021)	110,461人	1億3,321万円	1,206円/人・日	336円/人・日

※ 利用者数は有料入館者数の合計

※ 平成23年度(2011年度)は改修工事の影響で一時的に管理運営費が増加しています。

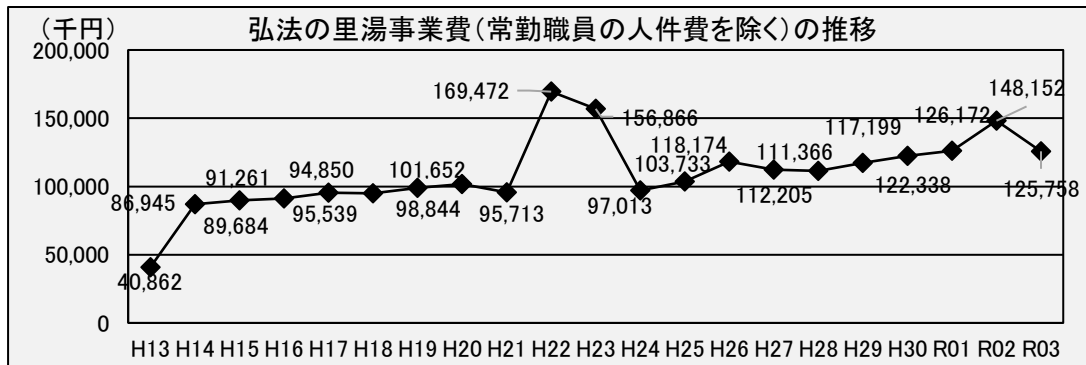
【現状と課題】



① 近年の利用者数はピーク時である平成15年度(2003年度)の約18万人には及びませんが、新源泉を掘削してリニューアルオープンした平成23年度(2011年度)

以降は回復し、平成 29 年度(2017 年度)には 16 万人を超えました。しかし、令和元年度(2019 年度)以降は、新型コロナウイルスの影響により減少しています。

- ② 利用者の曜日別構成比は、開館以来、土日祝日の利用者が 50 パーセント程度、平日の市内利用者が 20 パーセント程度、市外利用者が 30 パーセント程度で推移していましたが、近年は平日の市内利用者が増加傾向にあります。
- ③ 施設の経年変化に伴う維持補修費が増加しており、大規模な改修が見込まれます。



- ④ 平成 22 年度(2010 年度)に新たな源泉(つるまき千の湯)を掘削し、2 つの源泉を楽しむ施設として集客を図り、利用者が増加しています。しかし、旧源泉の湯量の減少や不純物の除去により、設備の劣化が懸念されます。
- ⑤ 市民サービスの向上と効率的な管理運営のため、指定管理者制度の導入を検討しています。

2 名水はだの富士見の湯

【設置及び建設年度】

設置・建設：H29(2001) 構造：R2

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

市民の健康増進及び弘法山とその周辺の観光振興を図ることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市名水はだの富士見の湯条例

【主な事業】

- ① 温泉入浴の場所の提供
- ② 飲食の提供

【施設の内容（定員）】

露天風呂付大浴室、露天風呂付貸切風呂、食堂、休憩室、貸室(12)、足湯

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H29 (2017)	32,902人	1,803万円	548円/人・日	366円/人・日
R01 (2019)	73,767人	275万円	37円/人・日	△116円/人・日
R03 (2021)	76,832人	5,835万円	759円/人・日	612円/人・日

※ 新築工事に係る工事請負費4億1,560万円及び備品購入費5,000万円は管理運営費から除いています。

※ 令和3年度(2021年度)管理運営費の増加の理由として、熱導管改修工事による工事請負費の増が挙げられます。工事請負費を除いた管理運営費は約578万円となります。

【現状と課題】

- ① はだのクリーンセンター建設に伴い、地元自治会と締結した協定に基づいて開設したもので、平成29年(2017年)10月1日にオープンしました。
- ② 設置当初から指定管理者による運営とし、指定管理料なしで毎月100万円が市に納付されることになっていました。
- ③ 民間事業者による運営ではありますが過去の収支を鑑み、指定管理者による運営が2期目となった令和2年(2020年)10月からは、指定管理料なしで毎月の納付金が1万円+秦野市還元金(会計年度内に得た利益の1/4を配分)となりました。
- ④ はだのクリーンセンターと富士見の湯を結ぶ、熱エネルギーの供給システムに不具合があったため、改修等に費用が掛かっています。

3 ヤビツ峠レストハウス

【設置及び建設年度】

設置・建設：R2(2020) 構造：WI

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

森林・里地里山・観光の連携事業を展開するための拠点施設として、交流人口の増加と市内消費を生み出し、地域イメージの確立を図ることを目的として設置しています。

【主な事業】

- ①軽食等の提供
- ②物品の販売及びレンタル
- ③当施設を拠点とした体験プログラムの実施
- ④表丹沢を含む秦野市及び近隣市町村の観光PR
- ⑤登山者等の避難場所としての機能

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
R3 (2021)	11,959人	236万円	197円/人・日	85円/人・日

【現状と課題】

- ① 表丹沢の魅力向上及び地域の観光振興に資することを目的として設置された施設で、令和3年(2021年)3月にオープンしました。
- ② 公募型プロポーザル方式により選定された運営者による運営を行っており、令和3年度(2021年度)は年間で54万円の賃借料収入がありました。
- ③ 令和3年度(2021年度)には、観光客の利便性向上を図るため、階段への手すりの設置やウッドチップ舗装を実施しました。
- ④ ヤビツ峠の魅力発信の拠点施設としての今後の活用が期待されます。

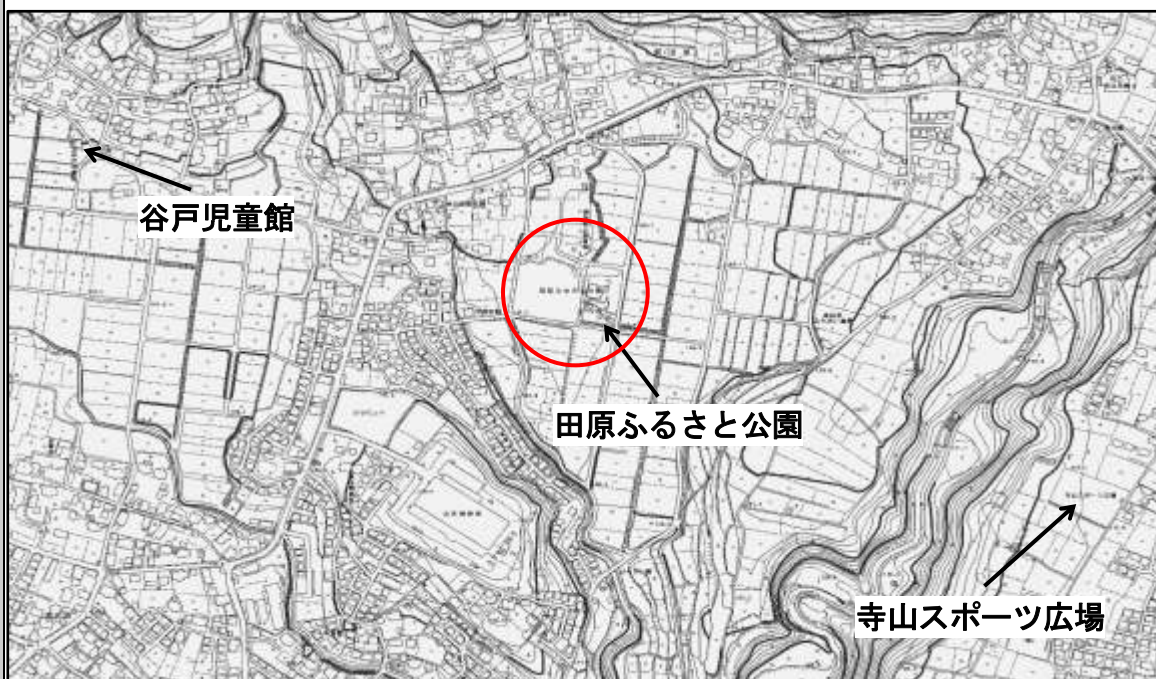
4 田原ふるさと公園

【設置及び建設年度】

設置：H12(2000)

建設：H11(1999) 構造：W2

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

都市住民と農村との交流を促進し、地域農業の活性化を図るとともに、市民に憩いの場を提供するため設置しています。

根拠法令等：秦野市田原ふるさと公園条例

【主な事業】

- ① 地場産農産物の販売及び飲食の提供
- ② 農業振興を図るための事業の開催
- ③ 地域活動等への会議室や広場の貸出し

【施設の内容】

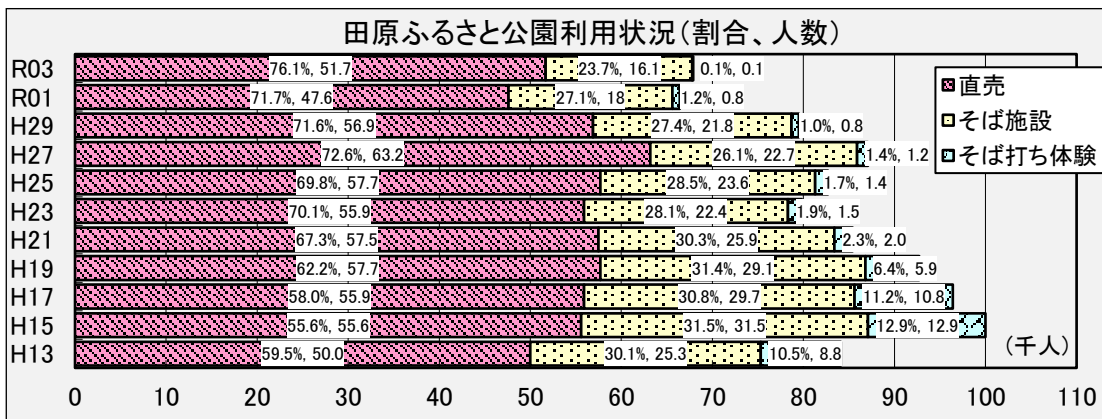
農産物直売所、そば処、漬物加工施設、そば道場、そば粉製粉施設、中丸広場、親水施設

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	92,740 人	1,159 万円	125 円/人・日	110 円/人・日
H21 (2009)	83,000 人	1,120 万円	135 円/人・日	117 円/人・日
H23 (2011)	80,000 人	1,186 万円	148 円/人・日	127 円/人・日
H25 (2013)	82,694 人	1,074 万円	130 円/人・日	108 円/人・日
H27 (2015)	87,072 人	1,472 万円	169 円/人・日	146 円/人・日
H29 (2017)	79,616 人	1,071 万円	134 円/人・日	108 円/人・日
R01 (2019)	66,466 人	1,093 万円	164 円/人・日	137 円/人・日
R03 (2021)	67,917 人	1,321 万円	194 円/人・日	159 円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者数は、ピーク時の平成 15 年度(2003 年度)には年間約 10 万人でしたが、以後減少しています。また、利用者数の内訳は約 7 割が直売所の利用者であり、飲食施設の利用者は約 3 割で、そば打ち体験の利用者は年々減少しています。



- ② 利用者一人当たりに対する一般財源負担額が低く、この点においては、本市の公共施設の中でも財政面で優良な施設であるといえます。
- ③ 施設における事業の実施については、条例に基づき、関係3団体に無償で委託しています。また、日常の管理については、関係3団体で構成する協議会に有償で委託しています。この管理運営形態は、本市の他の公共施設には見られないものですが、もう一つの特徴として、受託者である3団体がそれぞれ飲食の提供や野菜の直売等による事業収入を得ていることがあげられます。市から施設の管理委託料約218万円が支出されていますが、事業委託している3団体から施設使用の対価として、施設利用協力金を納入していただいています。
- ④ 敷地の約7割に相当する面積を借地が占めており、年間約257万円の賃料負担が発生しています。
- ⑤ 令和4年(2022年)10月、秦野産木材で作られた直売所及び休憩スペースを整備し、リニューアルしました。
- ⑥ 「表丹沢魅力づくり構想」における地域活動拠点として、より安定的で収益性・集客性のある運営へと転換し、一般財源負担を減らすため、地域と連携しながら検討を進める必要があります。

5 里山ふれあいセンター

【設置及び建設年度】

設置：H13(2001)

建設：H12(2000) 構造：W1

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

地域林業者の活動を促進し、並びに森林及び林業に対する市民の理解を深めるため設置しています。

根拠法令等：秦野市里山ふれあいセンター条例

【主な事業】

- ① 木工実習室等及び木工器具の貸出し
- ② 木工教室等の開催
- ③ 森林ボランティアの活動拠点としての使用
- ④ 森林組合事務所としての使用

【施設の内容】

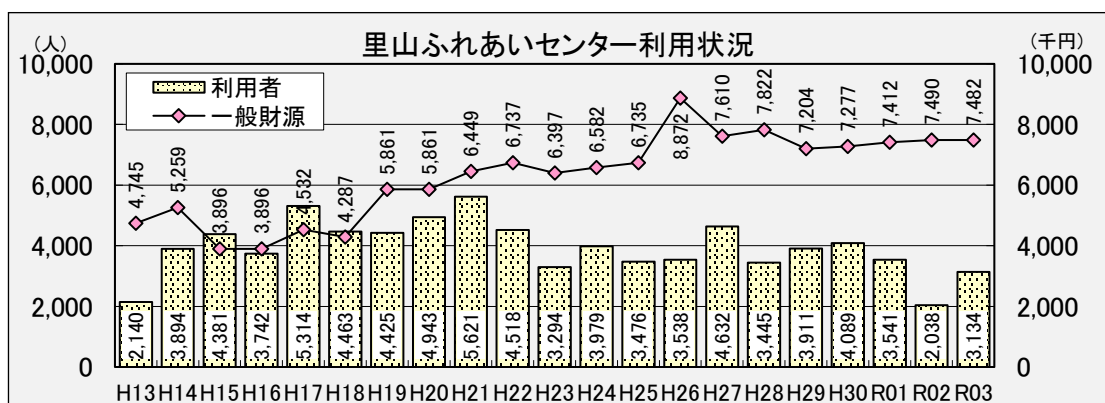
木工実習室、研修室、森林組合事務所、図書室

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	4,425人	685万円	1,548円/人・日	1,401円/人・日
H21 (2009)	5,621人	645万円	1,147円/人・日	1,147円/人・日
H23 (2011)	3,294人	661万円	2,006円/人・日	1,942円/人・日
H25 (2013)	3,476人	673万円	1,938円/人・日	1,938円/人・日
H27 (2015)	4,632人	761万円	1,643円/人・日	1,643円/人・日
H29 (2017)	3,911人	720万円	1,842円/人・日	1,842円/人・日
R01 (2019)	3,541人	741万円	2,093円/人・日	2,093円/人・日
R03 (2021)	3,134人	748万円	2,387円/人・日	2,387円/人・日

【現状と課題】

- ① 本市の公共施設の中では、児童館や老人いこいの家とともに、利用者が少ない施設です。管理運営費はその他の施設に比べて低額ですが、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、本市の公共施設の中では比較的高額となっています。
- ② 平成19年度(2007年度)から指定管理者制度を導入しています。



- ③ 管理運営費の削減のため、施設を指定管理者へ譲渡し、民営の公益施設として運営することを検討する必要があります。
- ④ 施設の譲渡や民営化などによる一般財源負担の軽減が実現しない場合には、再配置に関する方針による施設更新の優先度において、「その他」に該当しているため、更新年度を目途に廃止することも検討する必要があります。

⑤ 平成 29 年(2017 年)10 月の使用料見直しによる影響は右表のとおりです。使用料は指定管理者の収入となっています。

	使用料収入	H27 との差額
H27 (2015)	0 万円	—
H29 (2017)	28.0 万円	28.0 万円
R01 (2019)	33.1 万円	33.1 万円
R03 (2021)	29.7 万円	29.7 万円

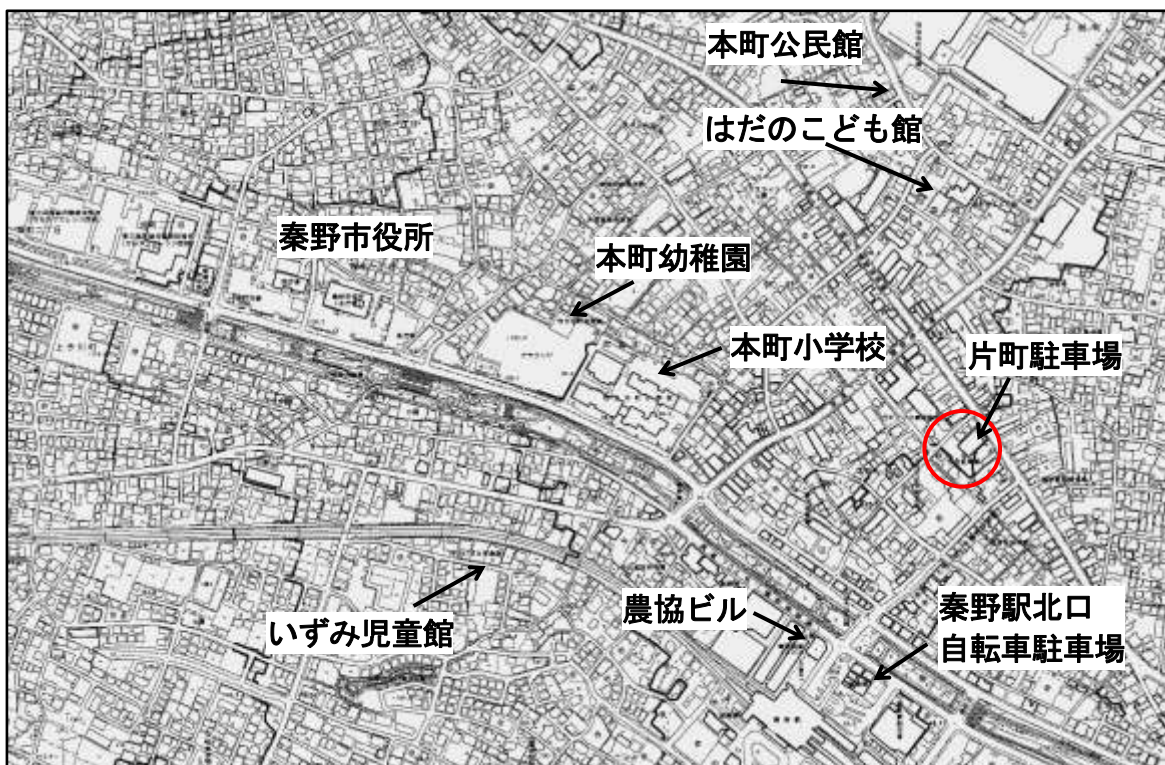
6 駐車場

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度
市営片町駐車場	H6(1994)
市営渋沢駅北口駐車場	H5(1993)

【位置図】

《片町駐車場》



《渋沢駅北口駐車場》



【設置の根拠又は目的】

地域の商業の振興を図るとともに、路上駐車を防止するため設置しています。
 根拠法令等：秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例

【主な事業】

時間貸し駐車場の提供

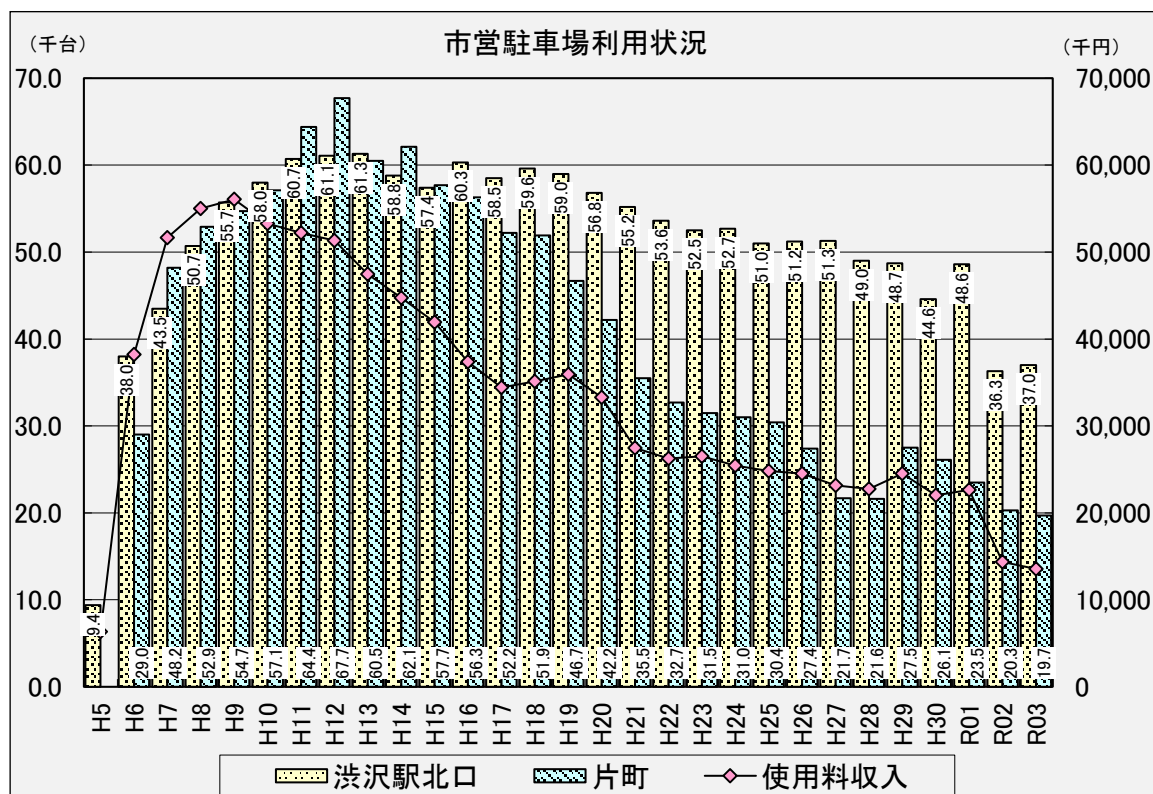
【管理運営費等】

	利用台数	管理運営費	一台当たり 管理運営費	一台当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	105,686 台	2,076 万円	196 円/台・日	△144 円/台・日
H21 (2009)	90,755 台	2,165 万円	239 円/台・日	△88 円/台・日
H23 (2011)	83,973 台	2,068 万円	246 円/台・日	△69 円/台・日
H25 (2013)	81,447 台	1,723 万円	212 円/台・日	△93 円/台・日
H27 (2015)	73,074 台	1,769 万円	242 円/台・日	△75 円/台・日
H29 (2017)	76,216 台	1,567 万円	206 円/台・日	△116 円/台・日

R01 (2019)	72,080 台	1,556 万円	216 円/台・日	△98 円/台・日
R03 (2021)	56,711 台	1,737 万円	306 円/台・日	67 円/台・日

【現状と課題】

- ① 片町駐車場の利用台数は、平成 12 年度(2000 年度)をピークに減少しています。また、渋沢駅北口駐車場の利用台数は、開設以来増加を続けていましたが、平成 17 年度(2005 年度)以降は徐々に減少しています。令和 3 年度(2021 年度)は、令和元年度(2019 年度)と比較して計 1 万台以上利用台数が減っていますが、新型コロナウイルスによる影響が大きいものと考えられます。
- ② 使用料収入は、利用者数のピーク以前の平成 9 年度(1997 年度)をピークに減少を始め、この傾向が続いているため、使用料収入全体も減少しています。新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度(2020 年度)以降は、1 千万円台まで下がっています。



- ③ 令和元年度(2019 年度)までは、管理運営費よりも使用料収入が上回っていたため利益が発生していましたが、令和 3 年度(2021 年度)は、使用料収入が管理運営費を下回っています。また、片町駐車場の土地の一部は土地開発公社の所有地であり、取得資金の償還に伴う利子負担の補助を行っています。これらの利子負担及び管理運営に係る職員の人件費を含めると、管理運営経費は大きなものになっています。

- ④ 片町は、駅から徒歩圏にはあるものの、秦野駅周辺には、同程度の料金で駐車可能な民間駐車場が複数あることに加え、周辺商店街の利用者が減少していることもあり、このままでは利用者の回復は難しいと推測されますが、この駐車場は、本町地区の中心市街地再整備や駅前の県道の拡幅に必要な土地です。

7 ふるさとハローワーク

【設置年度】

設置：H5(1993)《民間建物内に設置》

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

国の公共職業安定所と共同で運営し、市独自の相談業務と連携した職業相談・職業紹介を行うことにより、求職者の就職や再就職の促進を図るために設置しています。

【主な事業】

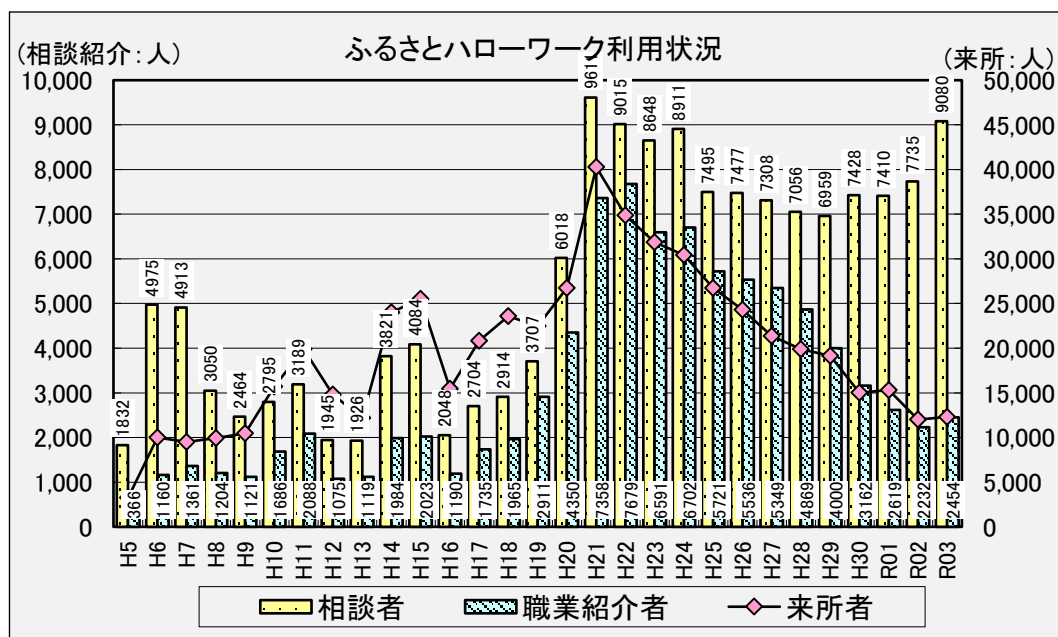
求人情報の提供、職業相談、職業紹介

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	22,479人	912万円	406円/人・日	406円/人・日
H21 (2009)	40,270人	850万円	211円/人・日	211円/人・日
H23 (2011)	31,865人	773万円	243円/人・日	243円/人・日
H25 (2013)	26,722人	874万円	327円/人・日	327円/人・日
H27 (2015)	21,359人	876万円	410円/人・日	410円/人・日
H29 (2017)	19,126人	692万円	362円/人・日	362円/人・日
R01 (2019)	15,290人	269万円	176円/人・日	176円/人・日
R03 (2021)	12,287人	272万円	221円/人・日	221円/人・日

【現状と課題】

- ① 新型コロナウイルスの影響等により、雇用情勢には厳しさがみられます。松田公共職業安定所管内の有効求人倍率は全国や県に比べ低い水準にとどまっており、秦野市ふるさとハローワークは、公共職業安定所を補完する施設として、重要な役割を果たしています。



- ② 平成 21 年度(2009 年度)以降、職業紹介者数、来所者数は減少傾向にありますが、令和 3 年度(2021 年度)の相談者数は平成 22 年度(2010 年度)以来 11 年ぶりに 9,000 人を超えています。
- ③ 平成 30 年度(2018 年度)から市費職員を配置しなくなったため、令和元年度(2019 年度)以降の管理運営費は賃借に要する費用のみとなっています。

第6節 公営住宅

1 公営住宅

【施設名及び設置(建設)年度】

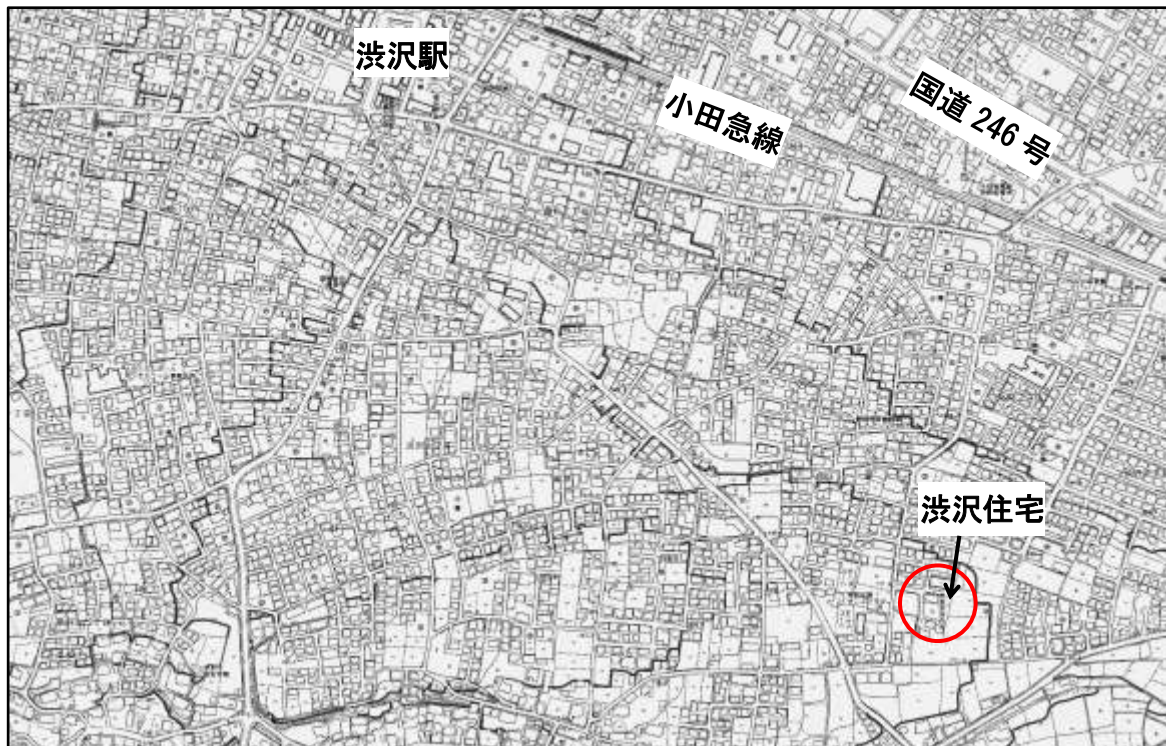
施設名	設置(建設)年度	施設名	設置(建設)年度
龍ヶ淵住宅	S30(1955)	戸川第4住宅	S43(1968)
堀川第2住宅	S34(1959)	戸川第5住宅	S44(1969)
戸川第1住宅	S39(1964)	渋沢住宅	S55(1980)
戸川第2住宅	S40(1965)	薬師原団地	H3(1991)、H4(1992)
戸川第3住宅	S41(1966)	入船住宅	H9(1997)

※ 市制施行(昭和30年)以前に設置されていた住宅は、設置年を昭和30年としています。

構造は、戸川第3・第4・第5はCBI、渋沢がプレキャストコンクリート5、薬師原・入船がR5、他はW1。

【位置図】 集合住宅のみ掲載

《渋沢住宅》



《薬師原団地》



《入船住宅》



【設置の根拠又は目的】

低額所得者の住宅不足を緩和するため設置しています。

根拠法令等：公営住宅法、秦野市市営住宅条例

【主な事業】

住宅に困窮している低額所得者等に対する住宅の供給

【管理運営費等】

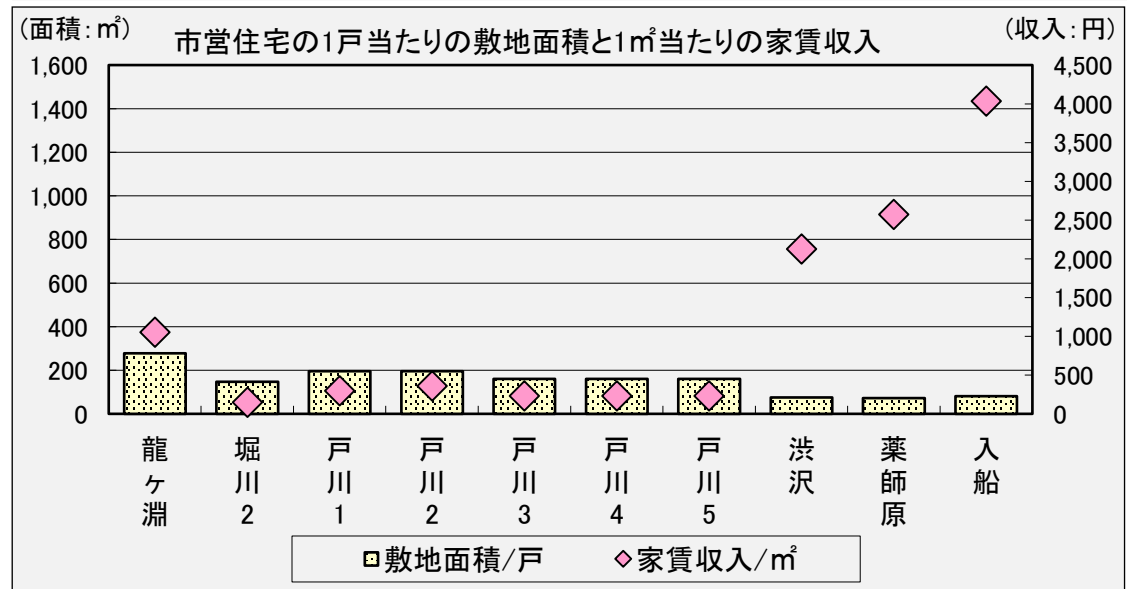
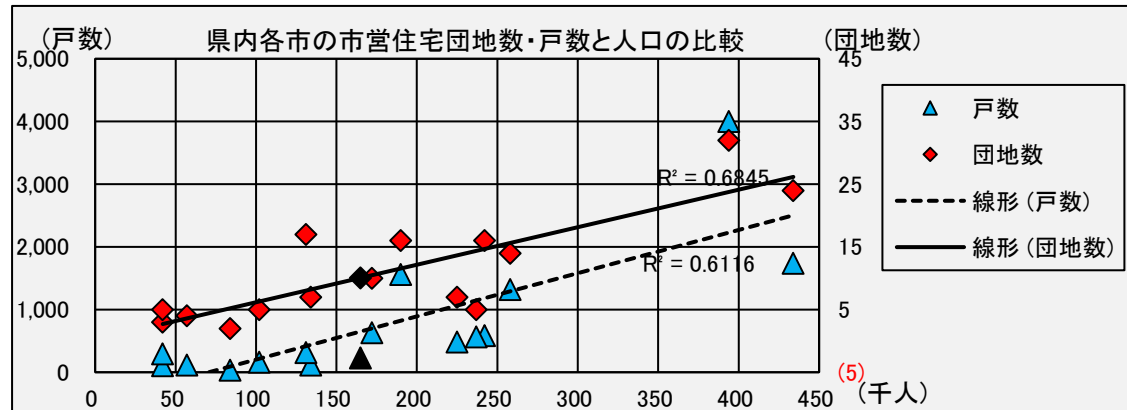
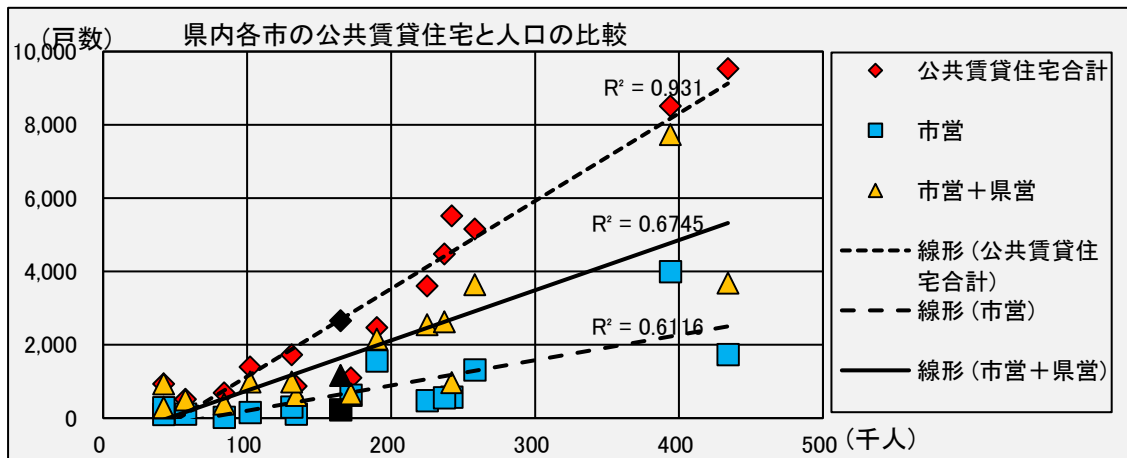
	入居者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	564 人	4,286 万円	75,998 円/年	△20,551 円/年
H21 (2009)	499 人	7,282 万円	145,939 円/年	50,088 円/年
H23 (2011)	469 人	3,806 万円	81,152 円/年	△15,223 円/年
H25 (2013)	401 人	3,422 万円	85,329 円/年	△19,871 円/年
H27 (2015)	330 人	4,484 万円	135,892 円/年	13,350 円/年
H29 (2017)	297 人	6,371 万円	214,526 円/年	87,987 円/年
R01 (2019)	272 人	5,547 万円	203,945 円/年	76,628 円/年
R03 (2021)	260 人	3,055 万円	117,485 円/年	△26,903 円/年

※ 平成 29 年度(2017 年度)の管理運営費の増額の理由として、葉師原団地の内部改修工事による工事請負費の増が挙げられます。

【現状と課題】

- ① 本市には、令和 3 年度末現在、10 団地 226 戸の市営住宅がありますが、このうち 7 団地 76 戸が昭和 40 年代以前に建築された平屋建の住宅であり、残る 3 団地 150 戸が 5 階建の集合住宅形式となっています。
- ② 老朽化木造戸建市営住宅集約事業により入居者の住み替えを進め、完了した住宅は順次解体してきました。
- ③ 県内各市との人口規模の比較では、本市の市営住宅の戸数、県営住宅及び都市再生機構等を含めた公共賃貸住宅全体の戸数は、ほぼ県内の平均にあります。
- ④ 団地数は、市営住宅の戸数との比較において、ほぼ県内の平均にありますが、平屋建の住宅が多いことが土地利用の観点からも非効率になっています。敷地面

積 1 m²あたりの家賃収入を比較すると、一番高い入船住宅と一番低い堀川第2住宅では、約27倍の開きがあります。



- ⑤ 約 13,100 m²に及ぶ平屋建の団地の用地は、本市にとって貴重な資産です。
- ⑥ 集合住宅形式である渋沢、薬師原及び入船の3団地については、基本的に家賃収入で管理運営費を賄うことが可能です。
- ⑦ 公営住宅のあり方については、本市のみならず、全国的にも大きな課題です。市営住宅に入居する対象を絞り込み、民間の空き家の活用も視野に入れながら、

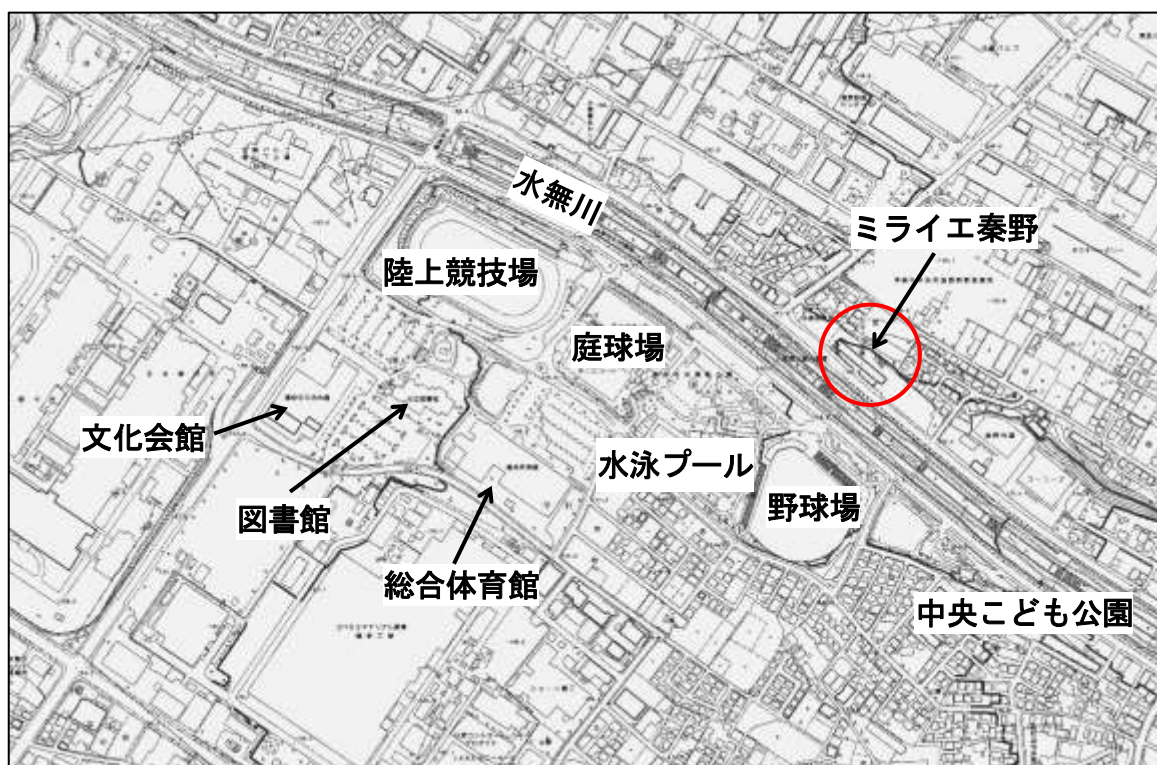
今後、市有財産の資産経営という点から適正化を図っていく必要があります。

2 ミライエ秦野

【施設名及び設置(建設)年度】

設置・建設：H28(2016)・S51(1976) 構造：R6

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

カルチャーパークに隣接する良好な住環境を若年夫婦及び子育て夫婦に提供することにより定住促進を図り、人口減少対策に役立てるために設置しています。

根拠法令等：秦野市定住化促進住宅条例

【主な事業】

- ① 本市に定住を希望する若年夫婦又は子育て夫婦に対する住宅の供給
- ② 市内に住宅を購入した入居者に対する助成

【管理運営費等】

	入居者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H29 (2017)	160人	919万円	57,407円/年	△138,224円/年
R01 (2019)	144人	1,112万円	77,229円/年	△136,737円/年
R03 (2021)	113人	1,644万円	145,495円/年	△127,168円/年

【現状と課題】

- ① 民間の社宅を買い取って、定住化促進住宅として改装したものです。
- ② 平成29年(2017年)2月から入居を開始し、平均入居率は8割以上となっています。
- ③ 施設内に集会室のほか、子育て支援施設である「ぽけっと21ミライエ」を設置しています。
- ④ 入居率8割で、取得から解体工事までのライフサイクルコストを回収できる家賃設定となっています。実際の入居率が予測よりも高く推移しているため、令和3年度(2021年度)の一般財源負担額は約△1,437万円となり、家賃収入で十分に運営可能な施設となっています。
- ⑤ 相当な費用をかけて改修していますが、築40年以上が経過しているため、今後とも修繕が必要になる可能性があります。
- ⑥ 令和2年(2020年)4月からは、入居資格である「子育て夫婦」が扶養している子の要件を小学校就学前から小学校卒業前に緩和するとともに、市外在住者の入居申込みの決定を優先するよう見直しています。
- ⑦ 老朽化している施設の改修も含めて、ライフサイクルコストを確実に回収するためには、空室をできるだけ減らしていく必要があります。

第7節 公園・緑地等

1 公園・緑地

【設置の根拠又は目的】

市民のいこいの場とするとともに、都市部における空間を確保し、又は自然環境を保全する場所として設置しています。

根拠法令等：都市公園法、秦野市都市公園条例、秦野市まちづくり条例

【主な事業】

- ① 市民へのいこいの場の提供
- ② 都市における空間の確保

【管理運営費等】

	面積	管理運営費	1㎡当たり 管理運営費	1㎡当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	483,649 ㎡	1 億 530 万円	218 円/㎡	202 円/㎡
H21 (2009)	488,935 ㎡	1 億 1,395 万円	233 円/㎡	225 円/㎡
H23 (2011)	735,564 ㎡ (489,219 ㎡)	1 億 156 万円 (9,342 万円)	138 円/㎡ (191 円/㎡)	74 円/㎡ (174 円/㎡)
H25 (2013)	691,314 ㎡ (444,969 ㎡)	2 億 1,285 万円 (1 億 972 万円)	308 円/㎡ (247 円/㎡)	306 円/㎡ (243 円/㎡)
H27 (2015)	705,663 ㎡	12 億 9,342 万円	1,838 円/㎡	1,612 円/㎡
H29 (2017)	447,036 ㎡	2 億 4,490 万円	548 円/㎡	548 円/㎡
R01 (2019)	488,935 ㎡	1 億 4,131 万円	289 円/㎡	281 円/㎡
R03 (2021)	461,711 ㎡	1 億 4,997 万円	325 円/㎡	290 円/㎡

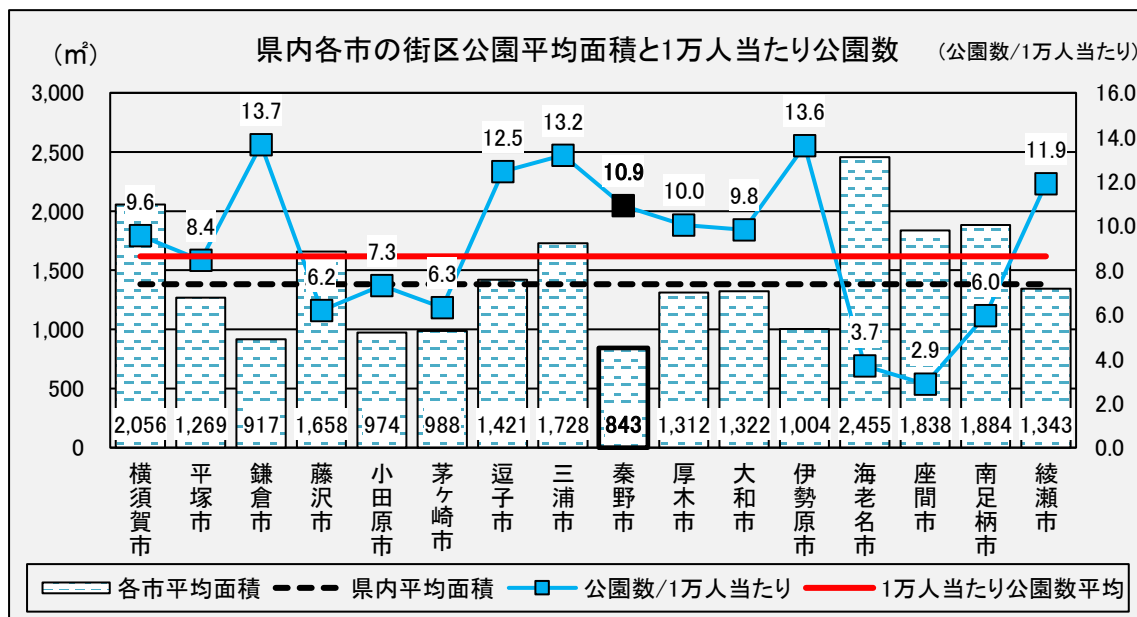
※ 公園管理所管課公園のみの数値。

※ 平成 23 年度(2011 年度)及び平成 25 年度(2013 年度)の () 内は、平成 23 年度(2011 年度)から公園管理所管課へ所管替えされた中央運動公園、中央こども公園、おおね公園(スポーツ施設以外)を除く数値。

※ 平成 28 年度(2016 年度)から、カルチャーパーク及びその周辺とおおね公園が、カルチャーパーク課に移管されたため面積が大きく減少しています。令和元年度(2019 年度)には再び公園所管課に移管されていますが、ここでの面積はカルチャーパーク及びその周辺とおおね公園を除いたままの面積としています。

【現状と課題】

- ① 秦野市が管理する公園・緑地は、カルチャーパーク、おおね公園及び桜土手古墳公園といった全市的なものを含めると212箇所、その面積は約666,049㎡ですが、公園所管課が管理する公園・緑地は209箇所、約461,711㎡となっています。
- ② 主として、街区内に居住する市民を対象とする街区公園180箇所について、県内各市との比較を行うと、1万人当たりの公園数では県内平均を上回っていますが、平均公園面積は843㎡で、県内平均の約1,382㎡を大幅に下回っています。



- ③ 小規模な公園の大半は、開発行為時に確保されてきたものですが、開発行為時における公園の必要最低面積は150㎡であり、それぞれの開発区域内に確保するよう指導してきました。その結果、30mおきに150㎡程度の公園が3つ並んでいる場所もありますが、小規模な公園が、近接した場所に増え続けることは、経費面にとっては、マイナス要因となります。
- ④ 令和3年度(2021年度)における面積は、平成19年度(2007年度)と比較して大きな差はありませんが、管理運営費は1.4倍となっています。

2 くずはの家

【設置及び建設年度】

設置・建設：H9(1997) 構造：W1

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

葛葉緑地はかながわトラスト指定第1号であり、葛葉川ふるさと峡谷の保全と活用を図るため設置しています。

根拠法令等：秦野市くずはの広場条例

【主な事業】

- ① 葛葉川周辺その他の自然環境に関する講座等の実施
- ② 葛葉川周辺の自然観察等の実施
- ③ 葛葉川周辺の自然保護活動の拠点としての使用

【施設の内容（定員）】

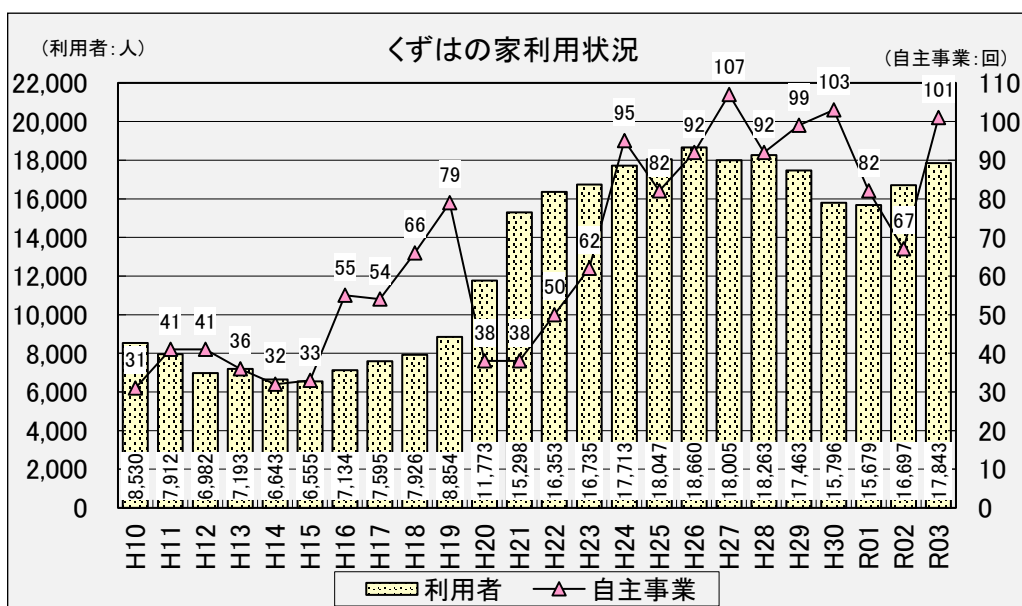
研修室（40）、事務室

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	8,854 人	931 万円	1,051 円/人・日	1,051 円/人・日
H21 (2009)	15,298 人	871 万円	570 円/人・日	570 円/人・日
H23 (2011)	16,735 人	1,119 万円	669 円/人・日	669 円/人・日
H25 (2013)	18,047 人	796 万円	441 円/人・日	441 円/人・日
H27 (2015)	18,005 人	1,060 万円	589 円/人・日	589 円/人・日
H29 (2017)	17,463 人	1,266 万円	725 円/人・日	725 円/人・日
R01 (2019)	15,679 人	1,196 万円	762 円/人・日	757 円/人・日
R03 (2021)	17,850 人	1,005 万円	563 円/人・日	560 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 15 年度(2003 年度)まで利用者数も減少していましたが、平成 16 年度(2004 年度)からは、自主事業の充実により、利用者数が上昇に転じています。令和 2 年度(2020 年度)以降の新型コロナウイルスの影響下においても、情勢に即した自主事業や新たな取り組みを行い、利用者数の減少は見られません。



- ② 所長以下の職員すべてが会計年度任用職員ですが、くずはの広場を含めた施設

の管理運営について、多くのボランティアに支えられていることが管理運営費の削減につながっています。

- ③ くずはの広場はネーミングライツの導入施設であり、令和4年（2022年）4月1日から「秦野ガス・ネイチャーパークくずは」（パートナー：秦野ガス株式会社）の愛称が使用されています。愛称使用期間は5年間で、ネーミングライツ料は年額50万円となっています。
- ③ 学校や幼稚園などの教育目的の利用や、ボランティアの生きがい創造の拠点でもあり、更新年度超過後も継続使用する必要性が比較的高いと考えられる施設ですが、一般財源負担を軽減するため、改修等の費用の財源を検討する必要があります。

3 蓑毛自然観察の森・緑水庵

【設置及び建設年度】

設置・建設：H2(1990)《移築年度》 構造：W1

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

昭和初期の標準的農家住宅を保存するとともに、周辺の雑木林における四季を通じた自然観察活動を行う場として設置しています。

【主な事業】

- ① 自然観察会等の実施
- ② 地域の文化伝承活動の場所として利用

【管理運営費等】

	利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
H19 (2007)	1,200人	263万円	2,195円/人・日	2,195円/人・日
H21 (2009)	1,290人	255万円	1,978円/人・日	1,978円/人・日
H23 (2011)	1,290人	155万円	1,199円/人・日	1,199円/人・日
H25 (2013)	1,471人	260万円	1,764円/人・日	1,764円/人・日
H27 (2015)	2,440人	181万円	742円/人・日	742円/人・日
H29 (2017)	3,445人	154万円	447円/人・日	447円/人・日
R01 (2019)	3,422人	154万円	451円/人・日	451円/人・日
R03 (2021)	1,260人	208万円	1,654円/人・日	1,654円/人・日

【現状と課題】

- ① 古民家を移築したもので、文化財としての保存と自然観察の拠点という二つの性格を併せ持った施設です。ヤマビルの発生時期は、利用が低調となることもあり、自然観察の森を自由散策する利用者を除けば、平成25年度(2013年度)までの年間利用者数は1,300人程度で推移していました。鹿柵を設置するとともに、ヤマビル対策を実施しています。
- ② 現在、管理は地元自治会等で組織する協議会に委託しています。本市における新たな管理運営形態の先駆けとなっており、徐々に利用者数の増加の効果も現れ、平成29年度(2017年度)には3,000人を超えましたが、令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルスの影響で利用者数が大きく減少しています。今後も様々な工夫が必要です。
- ③ 令和2年(2020年)4月に国登録有形文化財に登録されたほか、表丹沢魅力づくり構想においても地域活動拠点に位置付けられています。

第8節 上下水道施設

1 上下水道局（上下水道局庁舎）

【上下水道局設置及び建設年度】

設置：H29(2017) 浄水管理センター施設内に設置

建設：S55(1980)

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

市民等の飲料水や生活用水を供給する水道事業と、市民等の排出する汚水を処理し、公共水域の保全及び市街化区域の雨水による浸水被害を防除する公共下水道事業を執行・管理するために設置しています。

根拠法令等：水道法、下水道法、秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

【主な事業】

水道事業及び公共下水道事業を経営するための事務所

【現状と課題】

- ① 上下水道の組織統合は、組織や事務の更なる効率化、市民サービスの向上、組織力の向上を目的として実施したもので、その効果を最大とするために、両事業の合同庁舎を浄水管理センター管理棟に設置したものです。設置にあたっては、旧水道局庁舎が建設から 50 年を経過して老朽化していたため、浄水管理センター管理棟の有効利用ができるように、国や県との調整を行い、耐震化工事に合わせて改築を実施しています。その結果、水道事業では約 6 億円の庁舎建設費用が削減されました。管理棟の改築費と相殺しても約 4 億 9 千万円の削減効果が出ているほか、組織執行体制と人員の見直し、両事業の経理部門の一元化等によって約 3 千万円の経費削減や、許認可窓口の一元化、庁舎維持経費についての組織統合効果が見込まれています。
- ② 平成 24 年(2012 年)4 月から、上下水道料金の窓口、検針、課金、収納、滞納整理の一連業務と電算システムを民間企業に包括委託していますが、平成 29 年(2017 年)7 月からは、上下水道の給排水工事検査及び下水道事業水洗化普及業務を包括委託業務に追加しています。安全安心の責務を果たす範囲の中で、上下水道事業のサービスの質の向上と収益確保、経費削減を図れるよう、今後も民間委託の拡大について、よく検討して、企業努力に努める必要があります。特に平成 30(2018)年 12 月に一部改正された水道法に基づく民間委託の導入については、両事業の将来性や安定的な供給体制の維持、費用対効果などをよく検討したうえで、慎重に判断する必要があります。

2 上水道施設（旧庁舎及び倉庫）

【局舎設置及び建設年度】

設置：S30(1955)

建設：S41(1966)《S62(1987)買収移転》 庁舎の構造：W1、S1、R2

解体：R1(2019)

【位置図】

《旧水道局庁舎用地》



《南が丘資材倉庫》



《鈴張配水場跡地》



《曾屋水道記念公園（旧曾屋配水場）》



【設置の根拠又は目的】

生活用水その他の浄水を市民等に供給するため設置しています。

根拠法令等：水道法

【主な事業】

旧水道局庁舎用地は、平成 31 年(2019 年)2 月に秦野市学校給食センター用地として活用することが政策決定されました。令和 2 年(2020 年)12 月より建設工事が始まり、令和 3 年(2021 年)9 月に完成し、同年 12 月より配食が開始されています。

【管理運営費等】

	管理運営費	水道料金負担額
H19 (2007)	1,753 万円	1,594 万円
H21 (2009)	2,056 万円	1,803 万円
H23 (2011)	1,910 万円	1,702 万円
H25 (2013)	1,724 万円	1,450 万円
H27 (2015)	1,838 万円	1,493 万円
H29 (2017)	1,380 万円	988 万円
R01 (2019)	246 万円	58 万円
R03 (2021)	350 万円	170 万円

※ 管理運営費と水道料金負担額との差額には、水道料金以外の収入を充当しています。

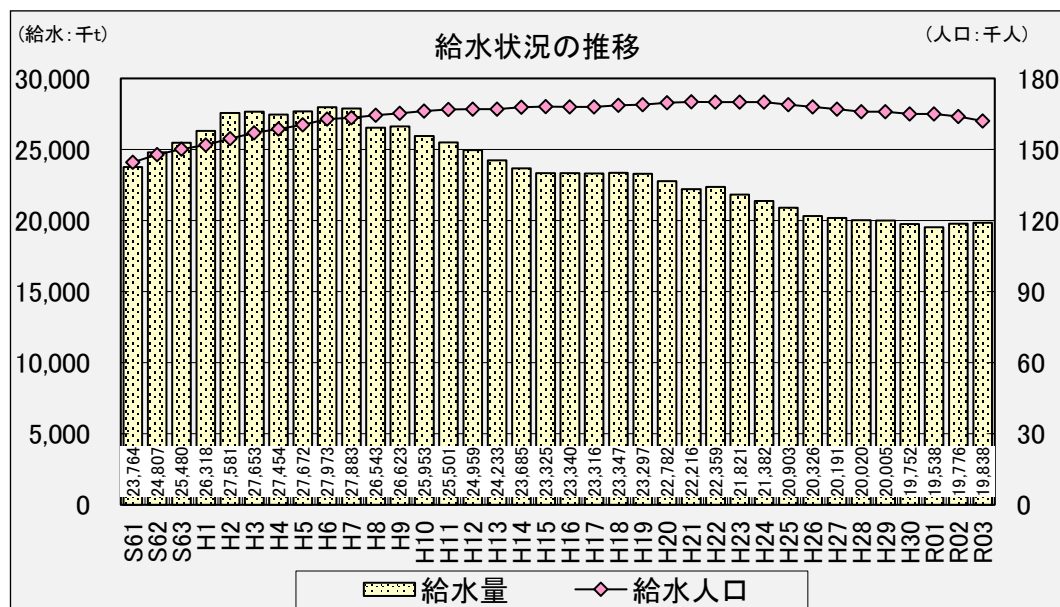
【現状と課題】

- ① 水道事業は、中長期先を見据えた経営の理念や取組みの方向性を示した「はだの水道ビジョン」を平成 21 年度（2009 年度）に策定しました。また、その経営の理念等に基づく具体的な施策や事業内容を示した「水道事業計画」を平成 22 年度（2010 年度）及び平成 27 年度（2015 年度）にそれぞれ策定（平成 27 年度は総務省の「経営戦略」として届出）し、平成 23 年度（2011 年度）に 21 パーセント、平成 28 年度（2016 年度）に 15 パーセントの水道料金の引上げを行い、経営基盤の強化を図りました。

さらに、令和 2 年度（2020 年度）には、令和 3 年度（2021 年度）からの 10 年間で計画期間とする「はだの上下水道ビジョン」（水道事業計画を含む。総務省

の「経営戦略」として届出)を策定し、健全経営の維持に努めながら事業を進めています

- ② 人口の増加に合わせて平成10年(1998年)前後までに集中して拡張・整備された施設については、将来を見据えた効率的な再配備、更新が必要であり、そのための多額な費用が必要となります。
- ③ 旧水道局庁舎用地は、秦野市学校給食センターの事業用地として整備を進めるため、令和元年度(2019年度)に庁舎等の解体工事を行いました。
 なお、この跡地は事業用地として賃貸借するとともに、この土地の取得価格と実売価格との差額を補填するため、賃借料は積立てし、将来の売却に向けた資金を確保していきます。
- ④ 上下水道局の固定資産の中には、市の低・未利用地と同様に売却可能な資産も含まれています。しかし、その多くは市街化調整区域にあり、また、住宅の建たない狭隘地で、施設の除却にも多額の費用を要します。
- ⑤ 給水人口の増加とともに給水量が増えていたのは平成6年(1994年)ごろまでのことであり、それ以降の給水人口は、微増傾向を示していたものの、平成21年度(2009年度)をピークに減少傾向に転じています。また、給水量については、人口減少の要因も大きく、平成6年度(1994年度)をピークに減少傾向を示しています。



- ⑥ 下水道部局との統合による経費削減や、料金改定の実施による経営基盤の強化を図ったことから、平成28年(2016年)4月に実施した料金改定により、平成29年度(2017年度)決算における水道事業の供給単価が給水原価を上回り、平成8年度(1996年度)から続いていた販売損失が解消されました。令和元年度(2019年度)決算では、給水原価121.08円/m³に対して供給単価は120.18円/m³と、販売損失が生じていましたが、令和3年度(2021年度)決算では、給水原価117.55円

/m³に対して供給単価は 118.12 円/m³となり、再び販売損失が解消されています。

- ⑦ 人口減少に加えて、節水機器の普及や節水技術の向上などにより、水需要が減少し、給水収益が減少し続ける状況が続いており、非常に厳しい経営環境が見込まれ、今後の水道施設の更新費用等の負担は重くなります。
- ⑧ 引き続き、ライフラインとしての責務を果たしていくため、遊休地の売却や活用など新たな収入の確保に努め、未収金対策の強化など、更なる経営の効率化が求められています。なお、今後必要になる多額の施設更新に係る費用の財源確保及び社会経済情勢に左右されにくい料金体系へと移行していくことを目的として、令和5年度(2023年度)に料金改定を行います。引き続き利用者負担の公平性の視点からも、常に適正な料金体系の在り方に注意を払う必要があります。

3 下水道施設（浄水管理センター）

【浄水管理センター設置及び建設年度】

設置：S56(1981)

建設：S55(1980) 構造：R1～R4、地下2

【位置図】



【設置の根拠又は目的】

市民の排出する汚水进行处理し、浄化した後、公共水域に排出するために設置しています。

根拠法令等：下水道法

【主な事業】

汚水処理及び公共下水道を維持・管理するための施設

【管理運営費等】

	管理運営費	下水道使用料 負担額
H19 (2007)	5億7,115万円	5億6,955万円
H21 (2009)	5億8,550万円	5億8,550万円
H23 (2011)	5億9,069万円	5億9,005万円
H25 (2013)	5億8,130万円	5億8,071万円
H27 (2015)	5億9,391万円	5億9,348万円
H29 (2017)	6億939万円	6億917万円
R01 (2019)	7億1,135万円	7億1,127万円
R03 (2021)	7億207万円	7億207万円

※ 平成19年度(2007年度)の管理運営費は、汚泥脱水機更新工事に係る費用(3億3,915万円)を除いています。

※ 平成21年度(2009年度)の管理運営費は、水処理施設増設工事に係る費用(7億3,009万円)を除いています。

※ 令和元年度(2019年度)の管理運営費は、汚泥処理棟再構築工事に係る費用(5億7,000万円)を除いています。

※ 令和3年度(2021年度)の管理運営費は、機械棟再構築工事に係る費用(1億2,840万円)を除いています。

※ 管理運営費と下水道使用料負担額との差額には、下水道使用料以外の収入を充当しています。

【現状と課題】

- ① 公共下水道事業は、浄化槽技術の進展や今後の建設投資量を考慮して、市域のほぼ全域を対象としていた整備区域について、平成22年度(2010年度)の公共下水道全体計画の変更によって、市街化区域を中心とした区域に縮小し、総合計画期間を単位として「下水道中期ビジョン」を策定しました。

その後、下水道使用料を平成25年度(2013年度)に11パーセント引き上げ、平成28年度(2016年度)には公営企業会計に移行するとともに、「公共下水道事業計画」(総務省の「経営戦略」として届出)を策定しました。

さらに、この事業計画に基づき、平成 29 年度（2017 年度）には下水道使用料を 5 パーセント引き上げ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等を図りました。

なお、令和 2 年度（2020 年度）には、「公共下水道事業全体計画」を見直すとともに、本市総合計画の策定に合わせ、令和 3 年度（2021 年度）から 10 年間で計画期間とする「はだの上下水道ビジョン」（「公共下水道事業計画」を含む。）を策定したうえで、健全経営の維持に努めながら事業を進めています。

- ② 下水道施設は徐々に老朽化が進んでおり、その更新費用は令和 3 年度（2021 年度）からの 10 年間では約 160 億円、令和 13 年度（2031 年度）からの 10 年間では約 359 億円が見込まれており、計画的な施設の更新等が求められます。

市内で発生する汚水の大半を処理する基幹施設でもある浄水管理センターは、供用開始から 40 年以上を経過していることから、長寿命化及び耐震化のための改築・更新に計画的に取り組んでいます。今後も億単位での設備の更新等が予定されています。

- ③ 浄水管理センターの施設だけでも、人件費を含めて約 6 億円の管理運営経費となっていました。令和元年度（2019 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）には 7 億円を超えています。

なお、浄水管理センターの敷地は、下水処理をより高度に行う施設を建設するための用地を確保していますが、放流先の水質調査を行いつつ、広く下水道事業としての土地利用を研究・検討していく必要があります。

- ④ 水道局との統合による経費削減や使用料改定の実施による経営基盤の強化を図ったものの、平成 29 年度から令和 3 年度までの直近 5 年間において、未だ経費回収率は一度も 100 パーセントを超えていません。令和 3 年度決算では 92.31 パーセントとなっており、販売利益が発生していない状態が続いています。

- ⑤ 人口減少に加えて、節水機器の普及や節水技術の向上などにより、下水道使用料収入は減少傾向にあることから、非常に厳しい経営環境が見込まれ、今後の下水道施設の更新費用等の負担は重くなります。

- ⑥ 引き続き、ライフラインとしての責務を果たしていくため、国庫補助金の活用及び経費削減や業務の効率化等の企業努力を継続しつつ、今後も予防保全型の管理を推進していきますが、未収金対策の強化など、更なる経営の効率化が求められています。なお、今後必要になる多額の施設更新に係る費用の財源確保及び社会経済情勢に左右されにくい使用料体系へと移行していくことを目的として、令和 5 年（2023 年）10 月に使用料改定を行います。引き続き適正な使用料体系の在り方に注意を払う必要があります。

第9節 低・未利用地

- ① 本市及び土地開発公社が所有する土地の中には、社会経済情勢の変化等により、計画を廃止し、長い間使用していない土地や、公共施設を廃止し、その跡地利用を行わないまま年月が経過した土地もあります。これらの土地は、従来は、財源不足を補うために、売却を中心としてその活用を図ってきましたが、旧行政区の役場跡地などは、地域住民から活用を望む声も多く、必ずしも計画的に売却が行われてきたとはいえません。
- ② 公社が保有する土地のうち、本町四ツ角周辺の土地については、過去には最大年1,600万円の利子負担が生じており、取得以来の利子負担は2億円を超えています。しかし、公社による借換え等により大幅に削減され、令和3年度(2021年度)に生じた利子負担額は約4万円でした。今後、県道705号の拡幅や、それに伴う周辺のまちづくり事業の進展によって、用途を決定し、市が買い戻していくことが考えられます。
- ③ 同じく公社が保有する健康福祉増進施設等事業用地は、最大で1,100万円を超える利子負担が生じ、令和3年度(2021年度)には、借換えにより利子負担が約82万円まで減っているものの、土地の取得以来の利子負担の総額は、1億4,000万円を超えています。しかし、平成23年度(2011年度)から中日本高速道路株式会社への貸付を行っており、年間約2,300万円の土地貸付収入を得ています。
- ④ 本市が所有する公有地は、市民の共有財産です。これらを経営資源とし、効率的な行財政運営を進めるため、低・未利用地の有効活用に努めることとしました。今後も、部局間の垣根を越え、様々な課題を解決するための資源として柔軟な発想による活用を進めていく必要があります。

【位置図】

《事業用地》



《健康福祉増進施設等事業用地》



